

奈良大学学則・諸規則

奈良大学学則	49	奈良大学短期貸付金規程	93
奈良大学学位規程	73	学生傷害見舞金規則	94
奈良大学履修規則	75	学生に対する災害見舞金支給内規	94
文学部卒業論文に関する規則	77	奈良大学学費減免取扱規則	94
社会学部卒業論文に関する規則	77	学費等納付金返還規則	95
試験及び成績評価に関する規則	78	奈良大学図書館利用規則	95
GPA制度取り扱い要項	79	奈良大学博物館利用規則	96
緊急時における授業の取扱内規	80	学内施設、備品の学生による損傷取扱内規	97
転学部・転学科の取扱規則	81	学費延分納内規	97
文学部における転学部・転学科の取扱内規	81	奈良大学周辺の不法・迷惑駐車に対する学生の 処分手続き	98
社会学部における転学部・転学科の取扱内規	82	学校法人奈良大学ネットワーク利用に関する規則	98
奈良大学聴講生規則	83	学校法人奈良大学情報倫理規程	99
奈良大学科目等履修生規則	84	奈良大学学部生留学規程	100
学生生活に関する規則	85	奈良大学学部生留学規程施行細則	101
奈良大学におけるハラスメントの防止等に関する 規程	88	奈良大学学部生の留学期間中の学費、助成金等 に関する規程	102
奈良大学表彰規程	89	奈良大学ティーチング・アシスタント取扱規程	102
奈良大学学生懲戒規程	90	障害学生支援に関する規則	103
奈良大学奨学金規則	91		
奈良大学奨学金細則	92		
奈良大学緊急支援貸与金規程	92		

奈良大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、学校教育法及び教育基本法の規定するところに従い、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、社会の進展に貢献する知的道徳的に正しきに強き国家有為の人材を育成することを目的とする。

(学部)

第2条 本学に文学部、社会学部及び通信教育部を置く。

2 通信教育部に関する規程は、別に定める。

(学科)

第3条 文学部及び社会学部には、次の学科を置く。

(1) 文学部 国文学科・史学科・地理学科・文化財学科

(2) 社会学部 心理学科・総合社会学科

(大学院)

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(教育研究上の目的)

第3条の3 文学部及び社会学部に置く学科の教育研究上の目的を、次のとおり定める。

学部名	学科名	教育研究上の目的
文学部	国文学科	古代から近現代に至る国文学・日本語を柱に、我が国固有の伝統芸能、さらには多様な現代文化について、基本的な知識を身につけることによってより幅広い視野を養い、それらの学習を通じて問題探求能力・洞察力を育成し、自ら考えて自らの言葉で語りかつ主体的に行動することが出来る人材の育成をめざす。
	史学科	古代以来、歴史や文化の舞台となった奈良・大和の地に蓄積された豊富な素材を世界史的観点から探求することを教育目標にする。歴史学を構成する日本史・東洋史・西洋史の各分野について、基礎的な知識と専門的研究方法を学ぶとともに、より広い視野からの学習能力をもつ人材の育成をめざす。
	地理学科	地表空間上の自然現象や人文現象、さらにはそれらの相互関係に関する基本的な原理を学ぶとともに、新しい時代の要請をふまえ、自然・環境、都市・農村、歴史・観光、地理情報などに関する地理学的な諸問題を探求することにより、実社会での問題解決に貢献できる人材の育成をめざす。
文学部	文化財学科	日本古代国家の中心であり、歴史遺産に恵まれた古都奈良を拠点とし、日本から世界へと広く視野を広げながら歴史や文化を学ぶ学生を養成する。具体的には、考古学・美術史・史料学・博物館学・保存科学・世界遺産学を総合した「文化財学」を習得するとともに、文化財の保護・活用に積極的に取り組む人材の育成をめざす。
	心理	現代の社会・文化・自然環境と人間との相互交流を基本的視座において、人間の心理・

社会学部	理学科	行動の解明をめざすとともに、現代社会に生きる個人を理解することを目的としている。社会心理学、臨床心理学を中心とした研究・教育を展開・充実させ、心理学の基礎に立脚して実践的に問題解決ができる人材の育成をめざす。
	総合社会学科	情報学、社会統計学の分野の基礎を踏まえ、社会学、文化人類学、経済学・経営学の分野への理解も深めながら、社会調査の研究・教育を学際的に行うことを目標としている。とくに実習と演習を重視した実践的な教育を行い、現代の社会を的確に把握し、より良く生きるための確かな知識と行動力と倫理を備えた人材の育成をめざす。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、8年を超えて在学することはできない。

(収容定員)

第5条 本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部及び学科名		入学定員	収容定員
文学部	国文学科	90人	360人
	史学科	135人	540人
	地理学科	95人	380人
	文化財学科	100人	400人
	計	420人	1,680人
社会学部	心理学科	90人	360人
	総合社会学科	90人	360人
計		180人	720人

第2章 学年・学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 法人創立記念日（4月28日）

(4) 春期休業日（3月21日から4月10日まで）

(5) 夏期休業日（7月11日から9月10日まで）

(6) 冬期休業日（12月25日から翌年1月10日まで）

特に必要と認めるときは、学長は前各号の期日を変更し、また臨時に休業し、若しくは休業日に授業を行わせることができる。

第3章 授業科目・教育課程・履修方法及び単位算定の基準

(授業科目)

第9条 授業科目は、各学科ごとに開設する。

(授業科目及び単位数)

第10条 各授業科目及び単位数は別表1のとおりとする。

(授業期間)

第11条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週とする。

(授業の方法)

第12条 授業は、講義、演習、講読、実験、実習及び実技等によって行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第13条 各授業科目の単位計算方法は、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に依り、次の基準によるものとする。

- (1) 講義、演習及び講読については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 外国語については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(履修の方法)

第14条 この章に定めるものの外、履修方法及び単位の算定については、別に定める履修規則によるものとする。

第4章 単位の認定、卒業の要件及び学位

(単位の認定)

第15条 単位の認定は、試験及び平素の成績その他出席状況を考慮して認定する。試験は、学期末又は学年末にその履修した科目について筆記・口述・論文等の方法によって行う。

2 本学における授業科目及び卒業論文又は卒業研究の評価は、100点満点とし、60点以上を合格とする。
(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第15条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(用語の意義)

第15条の3 この学則において「教授会の議を経て」とは、教授会における審議を経ることをいい、教授会による決定を含まないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第15条の4 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第15条の2第1項

により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第15条の5 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入る前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第46条の規定により修得した単位及び他の大学又は短期大学において同条の規定に準じた規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入る前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における学修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

(最低修得単位)

第16条 本学を卒業するためには、最低次の単位を修得しなければならない。

全学部全学科

科 目	単 位 数
基幹科目	88単位以上
外国語科目	8単位以上
健康・スポーツ科目	2単位以上
情報科目	4単位以上
キャリア科目	2単位以上
指定する他学部・他学科科目	
他大学単位互換科目	
卒業最低修得単位合計	124単位

(卒業及び学位)

第17条 本学に4年以上在学し、かつ各学部所定の単位を修得し、教授会の議を経て、学長が認定した者は、卒業とし、卒業証書を授与する。

2 本学を卒業した者に対しては、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

文学部 学士(文学)
社会学部 学士(社会学)

第5章 教員免許状

(教育職員資格の取得)

第18条 教員の免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。

2 前項に関する科目及び単位は別表1のとおりとし、履修方法については別に定める。

3 本学において取得できる免許状は、次のとおりである。

文学部

国文学科	中学校教諭一種免許状	国語
	高等学校教諭一種免許状	国語
史学科	中学校教諭一種免許状	社会
	高等学校教諭一種免許状	地理歴史
地理学科	中学校教諭一種免許状	社会
	高等学校教諭一種免許状	地理歴史

文化財学科	中学校教諭一種免許状	社 会
	高等学校教諭一種免許状	地理歴史
社会学部		
総合社会学科	中学校教諭一種免許状	社 会
	高等学校教諭一種免許状	公 民

第6章 博物館学芸員・司書及び学校図書館司書教諭資格
(博物館学芸員資格の取得)

第19条 博物館学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法及び同法施行規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。

2 前項に関する科目及び単位は別表1のとおりとし、履修方法については別に定める。

3 本学において資格を取得するには、原則として文学部史学科又は文化財学科に在籍しなければならない。

(司書資格の取得)

第19条の2 司書の資格を得ようとする者は、図書館法及び同法施行規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。

2 前項に関する科目及び単位は別表1のとおりとし、履修方法については別に定める。

(学校図書館司書教諭資格の取得)

第19条の3 学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、第18条に定める科目を履修するほか、学校図書館法に規定する科目及び単位を修得しなければならない。

2 前項に関する科目及び単位は別表1のとおりとし、履修方法については別に定める。

第7章 入学・編入学・転入学・再入学・転学・休学・復学・留学・退学・除籍及び復籍

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年始めとする。

(入学資格)

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年1月31日文部科学省令第1号)により文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものの

(入学願)

第22条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書の提出その他必要な手続をしなければならない。

(入学試験)

第23条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。選抜試験は高等学校卒業程度とする。

(合格通知)

第24条 選抜試験に合格した者(以下「合格者」という。)に対しては、合格通知書を送付する。

(入学手続)

第25条 合格者は、本学の定めるところにより、その期限までに、入学金もしくは入学申込金および学費を納入し、ならびに必要な書類を提出して、これらの入学手続を完了しなければならない。

2 前項の入学手続をその期限までに完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第26条 合格者は、保証人を定め、本学所定の誓約書を所定の期日までに提出しなければならない。

2 保証人は、父母又はこれに代わる近親者とし、独立の生計を営み、公民権を持つ者又は本学が適当と認める者に限る。

3 保証人は、その学生にかかわる在学中の一切の事項につき、本人と連帯してその履行の責に任じなければならない。

4 保証人を変更しようとするときは、新旧保証人の連署をもって届け出るものとし、また保証人に住所、姓名等の変更があったとき、若しくは保証人としての資格を失ったときは、その旨を直ちに届け出なければならない。

(転入学・編入学・再入学)

第27条 次に掲げる者は、欠員のある場合に限り選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

(1) 本学の一学部を卒えた者で、同一学部の他の学科又は他の学部に入學を志願する者(転入学)

(2) 次のいずれかに該当する者で、本学に入學を志願する者(編入学)

- ア 他の大学を卒業した者
- イ 短期大学を卒業した者又は高等専門学校を修了した者
- ウ 国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- エ 学校教育法施行規則附則第7条に定める学校を修了した者
- オ 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(第21条に規定する大学入学資格を有する者に限る。)
- カ 高等学校等の専攻科のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(第21条に規定する大学入学資格を有する者に限る。)

(3) 他の大学から転学を志願する者(編入学)

(4) 本学を第34条の規定によって退学した者で、退学後2年以内に同一学科に再入学を志願する者(再入学)

(単位の認定)

第28条 前条の規定により入学を許可された者の本学入学前の履修科目及びその単位については、その一部又は全部を本学における授業科目及び単位数として認定又は換算することができる。ただし、認定方法については別に定める。

(転学部・転学科)

第29条 本学に在学する者で、転学部又は転学科を願い出る者

は、特別の事情があるときに限り、選考の上で許可することができる。ただし、転学部又は転学科の時期は、学年始めとする。

(転出学)

第30条 本学に在学する者で他の大学へ転学を志望する者は、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(休学)

第31条 病気その他やむを得ない事情により、引き続き3か月以上修学することのできない者は、保証人連署の上、その学年間休学を願い出なければならない。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(休学の期間)

第32条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、許可を得て更に1年以内に限って休学を願い出ることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第4条の在学期間に算入しない。

(復学)

第33条 休学の理由がなくなったときは、保証人連署の上、復学を願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第33条の2 本学の学生が、外国の大学又は短期大学に留学を志望する場合は、学長の許可を得て授業科目を履修することができる。

2 前項の授業科目を履修した期間は、第17条に規定する在学年限に含まれるものとする。

3 留学に関するその他の規定は、別に定める。

(退学)

第34条 退学しようとする者は、その理由を詳記し、保証人連署の上、願い出なければならない。

2 病気による退学の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(除籍)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍とする。

(1) 第4条に定める在学年限を超える者

(2) 学費を正当な理由なく指定の期日に納入しない者

(復籍)

第35条の2 学費の滞納により除籍された者で、復籍を希望する者は正規の手続を経て許可を受けなければならない。ただし、この場合除籍後1年以内の者で、教授会の議を経て、学長が承認した者とする。

第8章 入学検定料、入学金、入学申込金及び学費

(入学検定料)

第36条 本学に入学を志願する者は、入学願書に添えて所定の入学検定料を納入しなければならない。なお、入学検定料については、奈良大学入学検定料規則に定める。

(入学金、入学申込金)

第37条 合格者は、本学の定めた期日までに入学金10万円を納入しなければならない。ただし、別に定める規則により、一定の要件に該当した者については免除することができる。

2 本学の定めた第25条の入学手続が、第1次手続及び第2次手続に分かれているときは、第1次手続において入学申込金10万円を納入するものとし、第2次手続を完了した時点でこれを入学金として取り扱う。

(学費)

第38条 学費の納入は別表2のとおりとする。

(納付金の返還)

第39条 既納の入学検定料、入学金及び入学申込金は、別に定める場合を除き返還しない。

2 入学手続完了者の既納の学費は、別に定める場合を除き返還しない。

3 在学生の既納の学費は、別に定める場合を除き返還しない。

(学費の延納)

第40条 やむを得ない事由によって学費を延納しなければならないときは、直ちにその旨を願い出て許可を得なければならない。

(休学中の学費)

第41条 第31条による休学者の休学中の学費については、在籍料として施設設備費の半額相当額とし、授業料並びに施設設備費及び実験実習費は徴収しない。

第9章 賞罰

(表彰)

第42条 本学の学生で、よくその本分を全うし、他の模範とするに足りる者のあるときは、教授会の議を経て、学長がこれを表彰することができる。

(懲戒)

第43条 本学の学生で、本学が定める学則、その他諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為を行った者があるときは、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

懲戒は、譴責・停学及び退学とする。

(退学処分)

第44条 前条の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 聴講生・科目等履修生・委託生及び外国人留学生

(聴講生)

第45条 本学の授業科目について聴講を希望する者があるときは、聴講生として許可することができる。

(科目等履修生)

第46条 本学の授業科目についてこれを履修し、単位の修得を希望する者があるときは、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生がその履修した授業科目について、試験を受け合格した場合は単位を与える。

(委託生)

第47条 公共団体又は民間団体より推薦により、入学を希望する者があるときは、委託生として入学を許可することができる。

(外国人学生)

第48条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入学し、本学に入学を志願する者には、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

(細則)

第49条 本章の細則は、別に定める。

第11章 職員組織

(職員)

第50条 本学に次の職員を置く。

学長・教授・准教授・講師・助教・助手及び補助職員・事務職員・技術職員及びその他の職員

(教授会)

第51条 本学に教授会を置く。教授会は学長・教授をもって組織する。ただし、必要に応じて准教授その他の職員を加えることができる。

(教授会の任務)

第52条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長に対して意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(用語の意義)

第52条の2 この学則において「審議」とは、議論・検討することをいい、決定権を含まないものとする。

(細則)

第53条 教授会に関する規則は、別に定める。

第12章 附属施設

(附属施設)

第54条 本学に図書館・博物館・総合研究所・情報処理センター及び臨床心理センターを置く。

2 図書館・博物館・総合研究所・情報処理センター及び臨床心理センターに関する規則は、別に定める。

(医務室)

第55条 本学に医務室を設けて職員、学生等の健康相談に応じ、保健医療に当たる。

附 則

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

[別表1] (第10条関係)

1 教養科目

(1) 文学部

国文学科

区 分	科 目 名	単 位	備 考	
基 幹 科 目	必 修 科 目	学問と社会	40単位必修 合計88単位以上必修	
		基礎演習I		
		基礎演習II		
		国文学の世界		
		言語文学I		
		言語文学II		
		国文学講読I		
		国文学講読II		
		国文学演習I		
		国文学演習II		
		国文学演習III		
		国文学演習IV		
		卒業論文		
	選 択 科 目	A 群	国文学史I	14単位以上必修
			国文学史II	
			国文学史III	
			国文学史IV	
			国語学概論I	
			国語学概論II	
B 群	B群、C群から16単位以上必修	古典文学概論I		
		古典文学概論II		
		近代文学概論I		
		近代文学概論II		
		現代文化論		
		中国文学概論I		
		中国文学概論II		
日本語の歴史I				
日本語の歴史II				
B 群	B群、C群から16単位以上必修	神話伝承論		
		平安文学論		
		中世文学論		
		近世文学論		
		書物論		
		メディア文化論		
		比較交流論		
和歌歌謡論				

外国語科目		実践英語中級I	1		
		実践英語中級II	1		
		英語読解中級I	1		
		英語読解中級II	1		
		上級英語I	1		
		上級英語II	1		
	B群		ドイツ語初級I	1	
			ドイツ語初級II	1	
			ドイツ語中級I	1	
			ドイツ語中級II	1	
			フランス語初級I	1	
			フランス語初級II	1	
			フランス語中級I	1	
			フランス語中級II	1	
			中国語初級I	1	
			中国語初級II	1	
			中国語中級I	1	
			中国語中級II	1	
			韓国語初級I	1	
			韓国語初級II	1	
	韓国語中級I	1			
	韓国語中級II	1			
C群		日本語I	1		
		日本語II	1		
		日本語III	1		
		日本語IV	1		
		日本語V	1		
		日本語VI	1		
		日本語VII	1		
		日本語VIII	1		
健康・スポーツ科目		スポーツ実技I	1	2単位以上必修	
		スポーツ実技II	1		
		健康科学I	2		
		健康科学II	2		
情報科目		情報倫理	2	4単位以上必修	
		情報リテラシー	2		
		コンピュータ基礎論	2		
		情報処理	2		
		画像編集	2		
		動画編集	2		
		プログラミング基礎	2		
		データベース論	2		
		データ分析法I	2		
		WebプログラミングI	2		
キャリア科目		キャリアデザイン	2	2単位以上必修	
		インターンシップ概論	2		
		インターンシップ実習	2		
		生涯学習概論	2		
指定する他学部・他学科科目					
他大学単位互換科目					
<p>[注記]</p> <p>基幹科目：必修科目40単位、選択科目A群14単位以上、選択科目B群、C群から16単位以上、選択科目D群18単位以上、合計88単位以上</p> <p>外国語科目：A群から4単位以上、A群またはB群から4単位以上、合計8単位以上 外国人留学生はC群から4単位以上、母語を除くA群、B群、またはC群から4単位以上、合計8単位以上</p> <p>健康・スポーツ科目：2単位以上</p> <p>情報科目：情報倫理と情報リテラシー2科目4単位を含む4単位以上</p> <p>キャリア科目：キャリアデザイン1科目2単位を含む2単位以上</p> <p>指定する他学部・他学科科目</p> <p>他大学単位互換科目</p> <p>合計124単位</p>					

史学科

区 分	科 目 名	单 位	備 考		
必 修 科 目	学問と社会	2	44単位必修 合計88単位以上必修		
	基礎演習I	2			
	基礎演習II	2			
	史学研究法	2			
	日本史概論I	2			
	日本史概論II	2			
	東洋史概論I	2			
	東洋史概論II	2			
	西洋史概論I	2			
	西洋史概論II	2			
	史料講読I	2			
	史料講読II	2			
	史料講読III	2			
	史料講読IV	2			
	史学演習I	2			
	史学演習II	2			
	史学演習III	2			
	史学演習IV	2			
卒業論文	8				
基 幹 科 目	A 群	国際交流史基礎講義I	2	8単位以上必修 A群、B群、C群 から10単位以上 必修	
		国際交流史基礎講義II	2		
		国際交流史基礎講義III	2		
		国際交流史基礎講義IV	2		
		国際交流史基礎講義V	2		
		国際交流史基礎講義VI	2		
		日本史基礎講義I	2		
		日本史基礎講義II	2		
		日本史基礎講義III	2		
		日本史基礎講義IV	2		
		日本史基礎講義V	2		
		東洋史基礎講義I	2		
		東洋史基礎講義II	2		
		東洋史基礎講義III	2		
		東洋史基礎講義IV	2		
		東洋史基礎講義V	2		
		西洋史基礎講義I	2		
		西洋史基礎講義II	2		
	西洋史基礎講義III	2			
	西洋史基礎講義IV	2			
	西洋史基礎講義V	2			
	選 択 科 目	B 群	国際交流史特殊講義I	2	8単位以上必修
			国際交流史特殊講義II	2	
			国際交流史特殊講義III	2	
			国際交流史特殊講義IV	2	
			国際交流史特殊講義V	2	
			日本史特殊講義I	2	
			日本史特殊講義II	2	
			日本史特殊講義III	2	
			日本史特殊講義IV	2	
			日本史特殊講義V	2	
			日本史特殊講義VI	2	
			日本史特殊講義VII	2	
日本史特殊講義VIII			2		
日本史特殊講義IX			2		
東洋史特殊講義I			2		
東洋史特殊講義II	2				
東洋史特殊講義III	2				
東洋史特殊講義IV	2				
西洋史特殊講義I	2				
西洋史特殊講義II	2				
西洋史特殊講義III	2				
西洋史特殊講義IV	2				
C 群	史料研究I	2			
	史料研究II	2			
	史料研究III	2			
	哲学・思想I	2	18単位以上必修		
	哲学・思想II	2			
	宗教学	2			

		倫理学	2	
		文学	2	
		心理学	2	
		社会学	2	
		教育学	2	
		文化人類学	2	
		現代史	2	
		民俗学	2	
		政治学	2	
		法学	2	
		日本国憲法	2	
		地理学I	2	
		地理学II	2	
		地誌学I	2	
		地誌学II	2	
		経済学	2	
		生物進化学	2	
		生態学	2	
		情報学	2	
		人間学I	2	
		人間学II	2	
		考古学I	2	
		考古学II	2	
		美術史I	2	
		美術史II	2	
		差別・人権問題論	2	
		奈良文化論	2	
		国際関係論	2	
		現代社会と法	2	
		自然の保護	2	
		環境科学I	2	
		環境科学II	2	
		言語学	2	
		経営学	2	
		販売管理論I	2	
		販売管理論II	2	
		販売管理論III	2	
		メディア学	2	
		人と防災	2	
		世界の人口問題	2	
		比較文化論	2	
		海外研修	2	
		プロジェクト	1	
	D 群			
外国語科目	A 群	オーラルコミュニケーション初級I	1	8単位以上必修
		オーラルコミュニケーション初級II	1	
実践英語初級I		1		
実践英語初級II		1		
英語読解初級I		1		
英語読解初級II		1		
オーラルコミュニケーション中級I		1		
オーラルコミュニケーション中級II		1		
実践英語中級I		1		
実践英語中級II		1		
英語読解中級I		1		
英語読解中級II		1		
上級英語I		1		
上級英語II		1		
B 群	ドイツ語初級I	1		
	ドイツ語初級II	1		
	ドイツ語中級I	1		
	ドイツ語中級II	1		
	フランス語初級I	1		
	フランス語初級II	1		
	フランス語中級I	1		
	フランス語中級II	1		
	中国語初級I	1		
	中国語初級II	1		
中国語中級I	1			
中国語中級II	1			
韓国語初級I	1			
韓国語初級II	1			

		韓国語中級I 韓国語中級II	1 1	
	C 群	日本語I 日本語II 日本語III 日本語IV 日本語V 日本語VI 日本語VII 日本語VIII	1 1 1 1 1 1 1 1	
健康・スポーツ科目		スポーツ実技I スポーツ実技II 健康科学I 健康科学II	1 1 2 2	2単位以上必修
情報科目		情報倫理 情報リテラシー コンピュータ基礎論 情報処理 画像編集 動画編集 プログラミング基礎 データベース論 データ分析法I データ分析法II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	4単位以上必修
キャリア科目		キャリアデザイン インターンシップ概論 インターンシップ実習 生涯学習概論	2 2 2 2	2単位以上必修
指定する他学部・他学科科目				
他大学単位互換科目				
<p>[注記]</p> <p>基幹科目：必修科目44単位、選択科目A群8単位以上、選択科目B群8単位以上、選択科目A群、B群、C群から10単位以上、 選択科目D群から18単位以上、合計88単位以上</p> <p>外国語科目：A群から4単位以上、A群またはB群から4単位以上、合計8単位以上 外国人留学生はC群から4単位以上、母語を除くA群、B群、またはC群から4単位以上、合計8単位以上</p> <p>健康・スポーツ科目：2単位以上</p> <p>情報科目：情報倫理と情報リテラシー2科目4単位を含む4単位以上</p> <p>キャリア科目：キャリアデザイン1科目2単位を含む2単位以上</p> <p>指定する他学部・他学科科目</p> <p>他大学単位互換科目</p> <p>合計124単位</p>				

地理学科

区 分	科 目 名	単 位	備 考
基 幹 科 目	学問と社会	2	42単位必修 合計88単位以上必修
	基礎演習I	2	
	基礎演習II	2	
	地理学入門	2	
	地理学実習	2	
	人文地理学I	2	
	人文地理学II	2	
	自然地理学I	2	
	自然地理学II	2	
	地誌学	2	
	地図学基礎	2	
	地理学講読・調査法	2	
	地理学分析・表現法	2	
	地理学地域調査演習	4	
	地理学演習	4	
	卒業論文	8	
	A 群	日本地誌概論	
世界地誌概論I		2	
世界地誌概論II		2	
測量学概論		2	
地理情報科学概論		2	
計量地理学概論		2	
環境地理学概論		2	

外国語科目		英語読解初級I	1		
		英語読解初級II	1		
		オーラルコミュニケーション中級I	1		
		オーラルコミュニケーション中級II	1		
		実践英語中級I	1		
		実践英語中級II	1		
		英語読解中級I	1		
		英語読解中級II	1		
		上級英語I	1		
		上級英語II	1		
	B群		ドイツ語初級I	1	
			ドイツ語初級II	1	
			ドイツ語中級I	1	
			ドイツ語中級II	1	
			フランス語初級I	1	
			フランス語初級II	1	
			フランス語中級I	1	
			フランス語中級II	1	
			中国語初級I	1	
			中国語初級II	1	
			中国語中級I	1	
			中国語中級II	1	
			韓国語初級I	1	
			韓国語初級II	1	
			韓国語中級I	1	
		韓国語中級II	1		
	C群		日本語I	1	
		日本語II	1		
		日本語III	1		
		日本語IV	1		
		日本語V	1		
		日本語VI	1		
		日本語VII	1		
		日本語VIII	1		
健康・スポーツ科目		スポーツ実技I	1	2単位以上必修	
		スポーツ実技II	1		
		健康科学I	2		
		健康科学II	2		
情報科目		情報倫理	2	4単位以上必修	
		情報リテラシー	2		
		コンピュータ基礎論	2		
		情報処理	2		
		画像編集	2		
		動画編集	2		
		プログラミング基礎	2		
		データ分析法II	2		
		WebプログラミングI	2		
		WebプログラミングII	2		
キャリア科目		キャリアデザイン	2	2単位以上必修	
		インターンシップ概論	2		
		インターンシップ実習	2		
		生涯学習概論	2		
指定する他学部・他学科科目					
他大学単位互換科目					
<p>[注記]</p> <p>基幹科目：必修科目42単位、選択科目A群8単位以上、選択科目B群16単位以上、選択科目C群4単位以上、選択科目D群から18単位以上、合計88単位以上</p> <p>外国語科目：A群から4単位以上、A群またはB群から4単位以上、合計8単位以上 外国人留学生はC群から4単位以上、母語を除くA群、B群、またはC群から4単位以上、合計8単位以上</p> <p>健康・スポーツ科目：2単位以上</p> <p>情報科目：情報倫理と情報リテラシー2科目4単位を含む4単位以上</p> <p>キャリア科目：キャリアデザイン1科目2単位を含む2単位以上</p> <p>指定する他学部・他学科科目</p> <p>他大学単位互換科目</p> <p>合計124単位</p>					

文化財学科

区 分	科 目 名	单 位	備 考	
基 幹 科 目	学問と社会	2	40単位必修 合計88単位以上必修	
	文化財学研究法I	2		
	文化財学研究法II	2		
	基礎演習I	2		
	基礎演習II	2		
	文化財演習I	2		
	文化財演習II	2		
	考古学講読I	2		
	考古学講読II	2		
	美術史講読I	2		
	美術史講読II	2		
	史料学講読I	2		
	史料学講読II	2		
	保存科学講読I	2		
	保存科学講読II	2		
	考古学実習I	1		
	考古学実習II	1		
	考古学実習III	1		
	考古学実習IV	1		
	美術史実習I	1		
	美術史実習II	1		
	美術史実習III	1		
	美術史実習IV	1		
	保存科学実習I	1		
	保存科学実習II	1		
	保存科学実習III	1		
	保存科学実習IV	1		
	考古学演習I	2		
	考古学演習II	2		
	考古学演習III	2		
	考古学演習IV	2		
	美術史演習I	2		
	美術史演習II	2		
	美術史演習III	2		
	美術史演習IV	2		
	史料学演習I	2		
史料学演習II	2			
史料学演習III	2			
史料学演習IV	2			
保存科学演習I	2			
保存科学演習II	2			
保存科学演習III	2			
保存科学演習IV	2			
卒業論文	8			
選 択 科 目	A 群	考古学概論I	2	12単位以上必修
		考古学概論II	2	
		美術史概論I	2	
		美術史概論II	2	
		史料学概論I	2	
		史料学概論II	2	
		保存科学概論I	2	
		保存科学概論II	2	
	B 群	考古学特殊講義	2	8単位以上必修
		美術史特殊講義	2	
		史料学特殊講義	2	
		保存科学特殊講義	2	
	C 群	文化財情報学	2	10単位以上必修
		文化財修景学	2	
		文化財分析学	2	
文化財環境学		2		
文化財修復学		2		
考古学研究法		2		
先史考古学		2		
歴史考古学		2		
仏教考古学		2		
世界考古学		2		
東洋美術史		2		
日本彫刻史	2			

		フランス語中級I フランス語中級II 中国語初級I 中国語初級II 中国語中級I 中国語中級II 韓国語初級I 韓国語初級II 韓国語中級I 韓国語中級II	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	C 群	日本語I 日本語II 日本語III 日本語IV 日本語V 日本語VI 日本語VII 日本語VIII	1 1 1 1 1 1 1 1	
健康・スポーツ科目		スポーツ実技I スポーツ実技II 健康科学I 健康科学II	1 1 2 2	2単位以上必修
情報科目		情報倫理 情報リテラシー コンピュータ基礎論 情報処理 画像編集 動画編集 プログラミング基礎 データベース論 データ分析I データ分析II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	4単位以上必修
キャリア科目		キャリアデザイン インターンシップ概論 インターンシップ実習 生涯学習概論	2 2 2 2	2単位以上必修
指定する他学部・他学科科目				
他大学単位互換科目				
<p>[注記]</p> <p>基幹科目：必修科目40単位、選択科目A群12単位以上、選択科目B群8単位以上、選択科目C群10単位以上、選択科目D群18単位以上、合計88単位以上</p> <p>外国語科目：A群から4単位以上、A群またはB群から4単位以上、合計8単位以上 外国人留学生はC群から4単位以上、母語を除くA群、B群、またはC群から4単位以上、合計8単位以上</p> <p>健康・スポーツ科目：2単位以上</p> <p>情報科目：情報倫理と情報リテラシー2科目4単位を含む4単位以上</p> <p>キャリア科目：キャリアデザイン1科目2単位を含む2単位以上</p> <p>指定する他学部・他学科科目</p> <p>他大学単位互換科目</p> <p>合計124単位</p>				

(2) 社会学部

心理学科

区	分	科目名	単位	備	考	
基 幹 科 目	必 修 科 目	学問と社会	2	36単位必修	合計88単位以上必修	
		心理学概論	2			
		社会心理学概論	2			
		臨床心理学概論	2			
		基礎演習I	2			
		基礎演習II	2			
		臨床心理学演習I	2			} 1科目2単位
		社会心理学演習I	2			
		臨床心理学演習II	2			} 1科目2単位
		社会心理学演習II	2			
		臨床心理学演習III	2			} 1科目2単位
		社会心理学演習III	2			
		臨床心理学演習IV	2			} 1科目2単位
		社会心理学演習IV	2			

キャリア科目	キャリアデザイン インターンシップ概論 インターンシップ実習 生涯学習概論	2 2 2 2	2単位以上必修
指定する他学部・他学科科目			
他大学単位互換科目			
[注記] 基幹科目：必修科目36単位、選択科目A群6単位以上、選択科目B群8単位以上、選択科目A群、B群、C群から20単位以上、選択科目D群から18単位以上、合計88単位以上 外国語科目：A群から4単位以上、A群またはB群から4単位以上、合計8単位以上 外国人留学生はC群から4単位以上、母語を除くA群、B群、またはC群から4単位以上、合計8単位以上 健康・スポーツ科目：2単位以上 情報科目：情報倫理と情報リテラシー2科目4単位を含む4単位以上 キャリア科目：キャリアデザイン1科目2単位を含む2単位以上 指定する他学部・他学科科目 他大学単位互換科目 合計124単位			

総合社会学科

区 分	科 目 名	単 位	備 考		
必 修 科 目	学問と社会	2	34単位必修 合計88単位以上必修		
	基礎演習I	2			
	基礎演習II	2			
	社会調査概論	2			
	社会学基礎	2			
	社会調査法	2			
	経済学	2			
	情報学	2			
	社会体験実習	2			
	演習I	2			
	演習II	2			
	演習III	2			
	演習IV	2			
	卒業論文	8			
基 幹 科 目	A 群	文化人類学	2	12単位以上必修 A群、B群から 14単位以上必修	
		政治学	2		
		経営学	2		
		家政学	2		
		地域社会学	2		
		家族社会学	2		
		国際政治学	2		
		現代社会と哲学	2		
		現代社会と倫理	2		
		社会統計学I	2		
		社会統計学II	2		
		デジタルアーカイブ概論	2		
		文化情報論	2		
		国際社会学	2		
	産業社会学	2			
	情報社会学	2			
	環境社会学	2			
	選 択 科 目	B 群	ジェンダーとライフコース	2	10単位以上必修
			東アジア・東南アジア社会論	2	
			世界の民族誌	2	
消費と経済			2		
経営管理論			2		
産業と技術の発展			2		
知的財産管理論	2				
身体と文化の継承	2				
企業行動分析	2				
消費者行動分析	2				
企業倫理と消費者	2				
量的分析法	2				
質的分析法	2				
プログラミング言語I	2				
プログラミング言語II	2				
社会調査実習	2				

		韓国語初級II	1	
		韓国語中級I	1	
		韓国語中級II	1	
	C 群	日本語I	1	
		日本語II	1	
		日本語III	1	
		日本語IV	1	
		日本語V	1	
		日本語VI	1	
		日本語VII	1	
		日本語VIII	1	
健康・スポーツ科目	スポーツ実技I	1	2単位以上必修	
	スポーツ実技II	1		
	健康科学I	2		
	健康科学II	2		
情報科目	情報倫理	2	4単位以上必修	
	情報リテラシー	2		
	コンピュータ基礎論	2		
	情報処理	2		
	画像編集	2		
	動画編集	2		
	プログラミング基礎	2		
	データベース論	2		
	データ分析法I	2		
	データ分析法II	2		
キャリア科目	キャリアデザイン	2	2単位以上必修	
	インターンシップ概論	2		
	インターンシップ実習	2		
	生涯学習概論	2		
指定する他学部・他学科科目				
他大学単位互換科目				
<p>[注記]</p> <p>基幹科目：必修科目34単位、選択科目A群12単位以上、選択科目B群10単位以上、選択科目A群、B群から14単位以上、選択科目C群から18単位以上、合計88単位以上</p> <p>外国語科目：A群から4単位以上、A群またはB群から4単位以上、合計8単位以上 外国人留学生はC群から4単位以上、母語を除くA群、B群、またはC群から4単位以上、合計8単位以上</p> <p>健康・スポーツ科目：2単位以上</p> <p>情報科目：情報倫理と情報リテラシー2科目4単位を含む4単位以上</p> <p>キャリア科目：キャリアデザイン1科目2単位を含む2単位以上</p> <p>指定する他学部・他学科科目</p> <p>他大学単位互換科目</p> <p>合計124単位</p>				

2 教育職員に関する科目

科 目 名	単 位	備 考
国語科教育法 I	2	
国語科教育法 II	2	
社会科教育法 I	2	
社会科教育法 II	2	
地理歴史科教育法	2	
公民科教育法	2	
国語科教材研究 I	2	
国語科教材研究 II	2	
社会科教材研究 I	2	
社会科教材研究 II	2	
地理歴史科教材研究	2	
公民科教材研究	2	
教育原理	2	
教職論	2	
教育行政・制度論	2	
教育心理学	2	
特別支援教育	2	
教育課程論	2	
道徳教育論	2	
特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2	

教育方法・技術論（ICTの活用含む）	2	
生徒指導論	2	
教育相談心理学	2	
教育実習指導	1	
教育実習Ⅰ	4	
教育実習Ⅱ	2	
教職実践演習（中・高）	2	
人権教育の研究	2	
〔注記〕履修方法については別に定める要領による。		

3 博物館学芸員に関する科目

科 目 名	単 位	備 考
生涯学習概論	2	①左記全科目必修。 ②履修方法は別に定める要領による。
博物館概論	2	
博物館経営論	2	
博物館資料論	2	
博物館資料保存論	2	
博物館展示論	2	
博物館教育論	2	
博物館情報・メディア論	2	
博物館実習Ⅰ	1	
博物館実習Ⅱ	1	
博物館実習Ⅲ	1	

4 司書に関する科目

科 目 名	単 位	備 考
生涯学習概論	2	必修
図書館概論	2	必修
図書館制度・経営論	2	必修
図書館情報技術論	2	必修
図書館サービス概論	2	必修
情報サービス論	2	必修
児童サービス論	2	必修
情報サービス演習	4	必修
図書館情報資源概論	2	必修
情報資源組織論	2	必修
情報資源組織演習	4	必修
図書館基礎特論	2	} 左記のうち2科目4単位必修
図書館情報資源特論	2	
図書・図書館史	2	
図書館施設論	2	
図書館総合演習	2	
図書館実習	2	
図書館サービス特論	2	

5 学校図書館司書教諭に関する科目

科 目 名	単 位	備 考
学校経営と学校図書館	2	必修
学校図書館メディアの構成	2	必修
学習指導と学校図書館	2	必修
読書と豊かな人間性	2	必修
情報メディアの活用	2	必修

〔別表2〕(学則第38条関係)
文学部 国文学科、史学科

学 費				納 入 時 期
区 分	授 業 料	施設設備費	計	
前 期	410,000 円	100,000 円	510,000 円	1 新入学者…前期分又は前・後期一括分は、所定の入学手続時(入学手続が第1次及び第2次に分かれているときは第2次手続時)まで。後期分は10月31日まで。 2 在学生…前期分又は前・後期一括分は4月30日まで。後期分は10月31日まで。
後 期	410,000 円	100,000 円	510,000 円	

文学部 地理学科、文化財学科

学 費					納 入 時 期
区 分	授 業 料	施設設備費	実験実習費	計	
前 期	410,000 円	100,000 円	30,000 円	540,000 円	1 新入学者…前期分又は前・後期一括分は、所定の入学手続時(入学手続が第1次及び第2次に分かれているときは第2次手続時)まで。後期分は10月31日まで。 2 在学生…前期分又は前・後期一括分は4月30日まで。後期分は10月31日まで。
後 期	410,000 円	100,000 円	-	510,000 円	

社会学部 心理学科、総合社会学科

学 費					納 入 時 期
区 分	授 業 料	施設設備費	実験実習費	計	
前 期	410,000 円	100,000 円	30,000 円	540,000 円	1 新入学者…前期分又は前・後期一括分は、所定の入学手続時(入学手続が第1次及び第2次に分かれているときは第2次手続時)まで。後期分は10月31日まで。 2 在学生…前期分又は前・後期一括分は4月30日まで。後期分は10月31日まで。
後 期	410,000 円	100,000 円	-	510,000 円	

2 平成23年度以前に入学した者の学費は、第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 費				
区 分	授 業 料	施設設備費	※実験実習費	計
前 期	375,000 円	100,000 円	30,000 円	505,000 円
後 期	375,000 円	100,000 円	-	475,000 円

※実験実習費については、地理学科、文化財学科、社会学部の学生を対象とする。

3 平成16年度以前に入学した者の学費は、第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 費				
区 分	授 業 料	施設設備費	※実験実習費	計
前 期	300,000 円	125,000 円	30,000 円	455,000 円
後 期	300,000 円	125,000 円	-	425,000 円

※実験実習費については、地理学科、文化財学科、社会学部の学生を対象とする。

4 4年次を超えて在学する者については、実験実習費を徴収しない。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和48年12月10日から施行する。

2 昭和48年度以前の入学者の授業料については、第37条にかかわらず改正前の金額とする。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

2 昭和49年度以前の入学者の授業料については、第37条にかかわらず改正前の金額とする。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和51年11月11日から施行する。
- 2 昭和51年度以前の入学者の授業料については、第37条にかかわらず改正前の金額とする。

附 則

この学則は、昭和52年3月20日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和53年8月5日から施行する。
- 2 昭和54年度以前の入学者の授業料については第37条にかかわらず改正前の金額とする。

附 則

この学則は、昭和54年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 昭和58年度以降昭和60年度までの間の学生収容定員については、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	国文学科	史学科	地理学科
58	300人	300人	300人
59	320人	320人	320人
60	340人	340人	340人

附 則

この学則は、昭和58年4月16日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年9月28日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年9月27日から改正し、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年12月8日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成2年4月1日前に本学に在学する者の教育職員免許状の授与等については、なお、従前の例による。
- 3 改正後の別表2の規定は、平成2年度分の学費から適用する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成2年5月24日から施行し、平成2年度入学生から適用する。
- 2 平成2年4月1日前に本学に在学する者の教育職員免許状の授与等については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年度以降平成11年度までの間における文学部の入学定員については、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科		入学定員
文学部	国文学科	130人
	史学科	130人
	地理学科	130人
	文化財学科	80人
計		470人

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年9月20日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以降平成11年度までの間における社会学部の入学定員については、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科		入学定員
社会学部	社会学科	120人
	産業社会学科	120人
	計	240人

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 教育職員免許状にかかる改正規定については、平成2年度入学生から適用する。
- 3 平成2年4月1日前に本学に在学する者の教育職員免許状の授与等については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の学費は、平成6年度分の学費から適用し、平成5年度分の学費については、改正前の金額とする。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成6年度以前の在生学生にかかる授業科目の名称、区分及び単位（最低修得単位を含む。）関係の適用については、改正後の第9条、第10条（別表1）、第13条及び第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する学生にかかる経過措置については、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学費は、平成9年度分の学費から適用する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年12月19日から施行し、平成10年度の入学試験合格者から適用する。

附 則

- この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 改正後の「〔別表1〕(第10条関係) 1 教養科目」の規定は、平成7年度以後の入学者について適用し、平成6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成11年3月24日から施行し、平成11年度にかかる入学試験から適用する。

附 則

- この学則は、平成11年4月1日から施行する。
(社会学部 社会学科、産業社会学科の存続に関する経過措置)
- (1) 社会学部 社会学科、産業社会学科は、この学則による改正後の第3条の規定にかかわらず、平成11年3月31日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。
- (2) 平成11年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 平成11年度社会学部の入学定員については、この学則による改正後の、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科		入学定員
社会学部	人間関係学科	120人
	現代社会学科	120人
	計	240人

附 則

- この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 平成10年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

- この学則は、平成11年7月28日から施行する。
- 平成12年度以降平成15年度までの間における本学の入学定員については、第5条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部・学科	入学定員				
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
文学部	国文学科	122人	114人	106人	98人
	史学科	128人	126人	124人	122人
	地理学科	124人	118人	112人	106人
	文化財学科	80人	80人	80人	80人
	計	454人	438人	422人	406人
社会学部	人間関係学科	117人	114人	111人	108人
	現代社会学科	117人	114人	111人	108人
	計	234人	228人	222人	216人

附 則

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 平成11年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 平成12年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 平成16年度以降平成18年度までの間、文学部史学科及び文化財学科並びに社会学部現代社会学科の学生収容定員については、第5条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度	文学部		社会学部
	史学科	文化財学科	現代社会学科
16	497人	330人	423人
17	496人	340人	399人
18	497人	350人	378人

- 平成15年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。
- 教育職員免許状にかかる改正規定については、平成16年度入学生から適用する。
- 改正後の「(司書資格の取得) 第19条の2及び別表1 5 司書に関する科目」の規定は、平成14年度以後の入学者について適用する。
- 改正後の学費は、平成17年度分の学費から適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
(社会学部 人間関係学科の存続に関する経過措置)
- (1) 社会学部 人間関係学科は、この学則による改正後の第3条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。
- (2) 平成19年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 平成19年度以降平成21年度までの間、文学部史学科、地理学科、文化財学科及び社会学部心理学科、人間関係学科の学生収容定員については、第5条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度	文学部			社会学部	
	史学科	地理学科	文化財学科	心理学科	人間関係学科
19	510人	395人	370人	90人	315人
20	520人	390人	380人	180人	210人
21	530人	385人	390人	270人	105人

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
(社会学部 現代社会学科の存続に関する経過措置)
- (1) 社会学部 現代社会学科は、この学則による改正後の第3条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学しなくなる日までの間存続する

ものとする。

- (2) 平成22年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 2 平成22年度以降平成24年度までの間、社会学部社会調査学科の学生収容定員については、第5条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度	社会学部	
	社会調査学科	現代社会学科
22	90人	270人
23	180人	180人
24	270人	90人

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 キャリア教育にかかる改正規定は、平成22年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。
- 3 教育職員免許状にかかる改正規定は、平成22年度以前の在学者については、従前の例による。
- 4 改正後の学費は、平成24年度分の学費から適用する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
(社会学部 社会調査学科の存続に関する経過措置)
- (1) 社会学部 社会調査学科は、この学則による改正後の第3条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。
- (2) 平成27年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 2 平成27年度以降平成29年度までの間、社会学部総合社会学科

の学生収容定員については、第5条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度	社会学部	
	総合社会学科	社会調査学科
27	90人	270人
28	180人	180人
29	270人	90人

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の在学者については、従前の例による。ただし、〔別表1〕(第10条関係)の「海外研修」は、平成27年度以前の在学者にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。
- 3 平成30年度以前の在学者及び平成31年度以降の編入学生については、本学が履修を認める必要があると判断するときは、この学則の授業科目の履修を認めることができるものとする。

附 則

この学則は、令和2年5月22日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の在学者及び令和7年度以前の編入学生については、別に定めるもののほか、従前の例による。ただし、本学が履修を認める必要があると判断するときは、この学則の授業科目の履修を認めることができる。

奈良大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学校教育法第104条及び学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき奈良大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。なお通信教育部における学位は、文学部で授与する学位とする。

文学部 学士(文学)

社会学部 学士(社会学)

文学研究科 修士(文学)
博士(文学)
社会学研究科 修士(社会学)
(学位授与の条件)

第3条 学士の学位は、本学学則及び本学通信教育部規程に基づき、所定の課程を修め卒業した者に対し授与する。

2 修士及び博士の学位は、本学大学院学則に基づき、所定の課程を修了し、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し授与する。

3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了しない者であっても学位論文を提出して大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与する。
(論文提出の資格)

第4条 修士の学位論文を提出できる者は、修士課程又は博士前期課程に1年以上在学し、所定の授業科目について必修・選択合わせて20単位以上を修得しておかなければならない。ただし、この要件を満たしていない場合においても当該研究科委員会の議を経て、学長が認めた場合は、この限りではない。

2 博士の学位論文を提出できる者は、博士後期課程に2年以上在学し、既に所定の単位を修得した者又は論文審査終了までに修得する見込みのある者とする。

3 前条第3項の規定により博士の学位論文を提出できる者は、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有する者とする。
(用語の意義)

第4条の2 この規程において「当該研究科委員会の議を経て」とは、当該研究科委員会における審議を経ることをいい、当該研究科委員会による決定を含まないものとする。

(学位論文の提出)

第5条 修士の学位論文を提出しようとする者は、学位授与申請書(様式第1)に、学位論文及び論文の要旨を添えて所定の期日までに当該研究科長に提出するものとする。

2 前項による学位論文は、1篇とし、2通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 博士の学位論文を提出しようとする者は、学位授与申請書(様式第2)に、学位論文、論文の要旨及び履歴書を添えて所定の期日までに当該研究科長に提出するものとする。

4 第3条第3項により博士の学位論文を提出しようとする者は、学位授与申請書(様式第3)に、学位論文、論文の要旨及び履歴書のほか、学位論文審査手数料を添えて学長に提出するものとする。

5 前2項による学位論文は、1篇とし、3通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

6 学位論文審査手数料は、別表のとおりとする。ただし、いったん納入された学位論文審査手数料は返還しない。

(審査委員会)

第6条 前条の規定により提出された学位論文を受理したときは、学長及び研究科長はそれぞれ当該研究科委員に審査を付託する。

2 研究科委員会は、審査に付せられた論文について指導教授を主査とし、当該研究科委員会の議を経て、論文に関連ある教員2人以上を含む審査委員会を設ける。ただし、当該研究科委員会が認める場合は2人とする。ことができる。

3 学位論文の審査に当たって必要あるときは、当該研究科委員

会の議を経て、当該課程以外の教員に審査を委嘱することができる。

(審査の方法)

第7条 審査委員会は、論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、提出論文を中心として専攻分野について精深な学識と研究能力を確認するため口述又は筆記によって行うものとする。

3 審査委員会は、審査のため必要と認めた場合には参考論文その他の審査資料を提出させることができる。

4 審査委員会は、第3条第2項に規定する者の学位論文の審査及び最終試験を、その学年末までに終了しなければならない。

5 審査委員会は、第3条第3項に規定する者の学位論文の審査及び学力の確認を学位論文受理の日から1年以内に終了しなければならない。
(学力の確認)

第8条 第3条第3項に規定する大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認は、筆記試験又は口述試験により行うものとする。

2 本学博士課程に修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学したときから3年以内に論文提出による学位の審査を申請したときは、学力の確認を免除することができる。
(審査の報告)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査結果及び最終試験の結果を研究科委員会に報告しなければならない。

2 研究科委員会は、前項の報告に基づき学位論文及び最終試験の可否を審議し、その結果を学長に報告するものとする。

3 前項論文の可否については、当該研究科委員の3分の2以上が出席し、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。
(学位授与の決定)

第10条 学長は、学位を授与できると認めた者に対し、学士、修士又は博士の学位記を授与する。

2 審査の結果、学位記を授与できない者には、その旨を通知する。
(学位授与の報告)

第11条 学長は、前条により博士の学位を授与したときは、博士学位簿に登録の上、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告を文部科学大臣に行うものとする。
(博士論文の要旨等の公表)

第12条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、インターネットの利用により公表するものとする。
(博士論文の公表)

第13条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、当該研究科委員会の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学がインターネットの利用により行うものとする。

奈良大学履修規則

4 当該博士の学位の授与に係る論文を公表する場合には、奈良大学において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。

(学位名称の使用)

第14条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を使用するときは「奈良大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

第15条 修士及び博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実があると認められたときは、学長は大学院委員会の議を経て学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

2 修士及び博士の学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の例により当該学位を取り消すことがある。

3 大学院委員会が前2項の議を経るには、委員の3分の2以上が出席して、その出席委員の4分の3以上の同意を必要とする。

(学位記の様式)

第16条 学位記の様式は、様式第4、様式第5、様式第6及び様式第7のとおりとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成31年3月以前に博士後期課程において所定の単位を取得の上、退学した者については、従前の例による。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

[別表] (第5条関係)

学位授与申請者の内訳	審査手数料
博士後期課程に在学するもの	免 除
本学博士後期課程に在学し、所定の単位を修得の上退学したのちに、学位論文を提出するもの	150,000円
本学博士前期課程(修士課程)修了者及び本学を卒業したのち学位論文を提出するもの	150,000円
法人内専任教職員	150,000円
上記以外のもの	200,000円

(目的)

第1条 卒業資格を得るための授業科目の履修は、学則第9条から第17条までの規則及びこの履修規則の定めるところによる。

(単位の修得)

第2条 大学における授業科目の履修は単位制であって、定められた科目の単位を修得しなければならない。

2 単位の計算方法は、学則第13条に定めるところによる。

3 科目の単位を修得するためには、その科目を履修し、かつ試験に合格しなければならない。

(卒業の要件)

第3条 本学の各学部を卒業するためには、4年以上在学し、基幹科目88単位以上、外国語科目8単位以上、健康・スポーツ科目2単位以上、情報科目4単位以上、キャリア科目2単位以上、合計124単位以上を修得しなければならない。

2 卒業要件単位数124単位には、指定する他学部・他学科科目の単位数を含むことができる。

3 卒業要件単位数124単位には、他大学単位互換科目の単位数を含むことができる。

(基幹科目の履修)

第4条 文学部の基幹科目は必修科目、選択科目からなり、以下に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

国 文 学 科 必修科目40単位、選択科目A群14単位以上、選択科目B群、C群から16単位以上、選択科目D群から18単位以上、合計88単位以上

史 学 科 必修科目44単位、選択科目A群8単位以上、選択科目B群8単位以上、選択科目A群、B群、C群から10単位以上、選択科目D群科目から18単位以上、合計88単位以上

地 理 学 科 必修科目42単位、選択科目A群8単位以上、選択科目B群16単位以上、選択科目C群4単位以上、選択科目D群から18単位以上、合計88単位以上

文化財学科 必修科目40単位、選択科目A群12単位以上、選択科目B群8単位以上、選択科目C群10単位以上、選択科目D群から18単位以上、合計88単位以上

2 社会学部の基幹科目は必修科目、選択科目からなり、以下に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

心 理 学 科 必修科目36単位、選択科目A群6単位以上、選択科目B群8単位以上、選択科目A群、B群、C群から20単位以上、選択科目D群から18単位以上、合計88単位以上

総合社会学科 必修科目34単位、選択科目A群12単位以上、選択科目B群10単位以上、選択科目A群、B群から14単位以上、選択科目C群から18単位以上、合計88単位以上

(外国語科目の履修)

第5条 全学部全学科の外国語科目は、A群から4単位以上、さらにA群またはB群から4単位以上、合計8単位以上を修得しなければならない。ただし外国人留学生はC群から4単位以上、さらに母語を除くA群・B群、またはC群から4単位以上、合計8単位以上を修得しなければならない。

(健康・スポーツ科目の履修)

第6条 全学部全学科の健康・スポーツ科目は、2単位以上を修得しなければならない。

(情報科目の履修)

第7条 全学部全学科の情報科目は、情報倫理と情報リテラシー2科目4単位を含む4単位以上を修得しなければならない。

(キャリア科目の履修)

第8条 全学部全学科のキャリア科目は、キャリアデザイン1科目2単位を含む2単位以上を修得しなければならない。

(指定する他学部・他学科科目の履修)

第9条 全学部全学科の指定する他学部・他学科科目の履修については別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第10条 全学部全学科の他の大学又は短期大学における授業科目の履修については別に定める。

(年次配当)

第11条 授業科目は年次に配当されているので、授業科目を履修する場合は原則として配当された年次において履修しなければならない。

2 3年次以降配当科目は、原則として2年次末時点の卒業要件修得単位数が46単位未満の場合は履修することができない。

3 3年次以降配当科目の履修については、本規則の定めによるほか、別に定める。

(履修登録単位数)

第12条 学期毎に登録できる単位数は、24単位以内とし、年間総登録単位数は、48単位を超えることはできない。ただし、年度末の卒業要件GPAが別に定める基準以上の者については翌年度は、学期毎に登録できる単位数は26単位以内、年間総登録単位数は、52単位以内まで履修できるものとする。

2 教育職員、博物館学芸員、司書及び学校図書館司書教諭に関する科目の登録単位は、この制限には含まれない。ただし、資格科目のうち指定した科目は除く。

3 指定した科目の登録単位は、この制限には含まれない。ただし、指定した科目は別に定める。

(履修科目登録)

第13条 単位を修得するためには、所定の履修登録手続きを自己の責任において定められた期日に行わなければならない。

(履修科目登録の無効)

第14条 規則に従って登録した科目でなければ受講、受験、単位の修得はできない。また、登録していない科目は受験しても単位を与えられない。

2 同一時限に2科目以上の重複登録は認められない。

3 既に単位を修得した科目は、履修できない。ただし、学部、学科で認められた科目はこの限りではない。

(履修登録の変更)

第15条 履修登録完了後は、指定された期間を除き、登録科目の変更を認めない。

2 特別の理由をもって期間外に変更を申し出た者については、別に内規として定める。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、履修についてその他必要な事項は、各学部学科毎の履修要項の定めるところによる。

(規則の改廃)

第17条 この規則の改廃は、教授会の議を経なければならない。

附則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、平成6年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附則

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 平成10年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附則

1 この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成11年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成12年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成20年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成22年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成26年度以前の在学者については、従前の例による。

附則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

文学部卒業論文に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、本学文学部の卒業論文（以下「論文」という。）に関する必要な事項を定めるものである。

(題目提出資格)

第2条 論文題目の提出資格は、卒業の要件としての単位を当該年度中に修得し卒業の見込みのある者とする。

(題目提出)

第3条 論文を提出しようとする者は、事前に指導教員の承認を受けた論文題目を、あらかじめ定められた期間（学年暦及び行事予定表参照）に所定の方法で学生支援センター（教務担当）へ提出するものとする。なお、論文題目の変更は、原則として認められない。

(論文提出)

第4条 論文は、あらかじめ定められた期間（学年暦及び行事予定表参照）に学生支援センター（教務担当）へ提出するものとする。
(事前提出)

第5条 論文題目及び論文は、特別な事情がある場合には、指導教員の承認を受けて、期間前に提出することができる。

(論文様式)

第6条 論文は、次に掲げる様式に従わなければならない。

- (1) 論文は、A4判又はB5判の白紙を使用するものとする。
- (2) 1枚あたりの字数・行数、総枚数は、次のとおりとする。

国文学科	B5判の白紙を使用し、縦書の場合は40字×20行で25枚以下、横書の場合は32字×25行で25枚以下とする。
史学科	B5判の白紙を使用し、縦書の場合は40字×10行で50枚以下、横書の場合は30字×15行で45枚以下とする。
地理学科	A4判の白紙を使用し、横書35字×30行で20枚以下とする。
文化財学科	A4判の白紙を使用し、縦書の場合は50字×16行で25枚以下、横書の場合は32字×25行で25枚以下とする。

(3) 概要・目次・参考文献・注・資料・図表等は、本文の枚数に含めない。

(4) 論文の表紙は、本学所定のものとする。

2 電子媒体等での提出は認めない。

(成績評価)

第7条 成績評価は、提出論文の審査及び口述試問によって行う。採点は100点満点とし、90点以上をS、89点～80点をA、79点～70点をB、69点～60点をCとし、C以上を合格とする。

(審査)

第8条 論文審査及び口述試問は、当該年度の後期末にこれを行う。ただし、最短修業年限を超えている者で、当該年度の前期末に卒業に必要な単位を修得する見込みのある者については、前期末に審査を行う。

(追審査)

第9条 論文題目を提出した者で、所定の期間に論文を提出できなかった場合は、卒業の見込みのある者に限り、次の学期末に追審査を受けることができる。

(再審査)

第10条 論文を提出した者で、審査の結果不合格になった場合は、卒業の見込みのある者に限り、次の学期末に再審査を受けることができる。

(その他)

第11条 その他卒業論文に関する必要事項は、文学部会で決定する。
(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、文学部会の議を経るものとする。

附則

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 文学部卒業論文に関する規則（昭和49年3月7日制定）は、廃止する。

附則

この規則は、平成10年7月9日から施行する。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成21年度以前の在学者については、従前の例による。

附則

この規則は、令和2年2月13日から施行する。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

社会学部卒業論文に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会学部の卒業論文（以下「論文」という。）に関する必要な事項を定めるものである。

(題目提出)

第2条 論文を提出しようとする者は、事前に指導教員の承認を受けた論文題目を、あらかじめ定められた期間（学年暦及び行事予定表参照）に所定の方法で学生支援センター（教務担当）へ提出するものとする。なお、題目の変更は原則として認められない。

(提出期日)

第3条 論文及び論文題目は、原則として別に定める提出期日に学生支援センター（教務担当）に提出しなければならない。

2 特別な事情がある場合は、指導教員の承認を受けて、期日前に提出することができる。

(代理人提出)

第4条 論文及び論文題目は、特別な事情がある場合には、指導教員の承認を受けて、代理人が提出することができる。

(追審査)

第5条 論文題目を提出した者で、所定の期間に論文を提出できなかった場合は、次の学期末に提出し、追審査を受けることができる。

(再審査)

第6条 論文を提出した者で、審査の結果不合格になった場合

は、次の学期末に再提出し、再審査を受けることができる。
(論文様式)

第7条 論文は、A4判の白紙または原稿用紙を使用し、白紙の場合、1枚800字詰で15枚以上とする。原稿用紙の場合、400字詰めで30枚以上とする。目次、参考文献、図表等は、本文の枚数に含めるものとする。また、必要な場合は本文とは別に付属資料を添付してよいものとする。なお、表紙は、本学所定のものとする。
(成績評価)

第8条 成績評価は、提出論文の審査及び口述試問によって行う。採点は100点満点とし、90点以上をS、89点～80点をA、79点～70点をB、69点～60点をCとし、C以上を合格とする。
(その他)

第9条 その他論文に関する必要事項は、社会学部会で決定する。
(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、社会学部会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 社会学部卒業研究に関する規則(平成22年4月1日施行)は廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の在学者については、従前の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

試験及び成績評価に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、本学で行われる試験及び成績評価に関する必要な事項を定める。

(試験の種類)

第2条 試験には、定期試験、臨時試験、追試験及び再試験がある。
(定期試験)

第3条 定期試験は、学則別表1に掲げる科目について、学期末又は学年末に行う。

(臨時試験)

第4条 臨時試験は当該学期の授業科目について定期試験以外の時期に行う。

(追試験)

第5条 追試験は次に掲げる事由のため定期試験又は定期試験に代わる臨時試験を受験できなかった者について行う。

- (1) 病気(医師の診断書添付)
- (2) 配偶者及び二親等までの死亡(死亡届(コピー可)又は会葬案内書添付)
配偶者5日、父母又は子3日、兄弟姉妹2日、祖父母又は孫1日
- (3) 就職試験(就職試験の受験証明書添付)
- (4) 教育実習、博物館実習、介護等体験
- (5) 不慮の事故又は災害(被災証明書添付)
- (6) その他本学が特に認めた場合

2 追試験の対象となる日は、前項の各事由当該日とするが、必要な場合は移動日を加えることができる。

3 追試験を受験しようとする者は、当該科目試験終了日から当

日を含め4日以内(日・祝日及び事務局休業日を除く)に「追試験願」を提出し、併せて受験料(1科目1,000円)を納付しなければならない(代理人による手続も可)。

4 大学の指定した追試験期間中に受験できなかった者は、受験資格を失うものとする。

(再試験)

第6条 再試験は卒業年次に在学する者で、卒業判定において卒業ができないおそれが生じた者について次の範囲内で行う。ただし、原則として実験、実習、実技及び卒業論文(卒業研究)の再試験は行わない。

- (1) 不合格科目(成績は59点～40点)のうちから3科目以内
- (2) 当該年度の受講科目に限る。

2 再試験を受験しようとする者は、所定の用紙により当該科目の成績発表当日に受験料(1科目4,000円)を添えて、再試験願を提出しなければならない。

3 前期不合格科目が、卒業判定において再試験対象科目となった場合は、9月卒業対象者については前期に、3月卒業対象者については後期に再試験を実施するものとする。

4 前項において同一科目を後期に再履修した場合は、前期履修科目についての再試験受験資格を失うものとする。

(試験の方法)

第7条 試験の方法は、筆答、口答又は論文(レポート)などによって行う。その決定は当該科目の担当教員がこれを行う。

2 論文(レポート)の提出は、次のことを守らなければならない。

- (1) 論文(レポート)は提出場所を間違えないよう指示どおりに提出すること。
- (2) 論文(レポート)の提出はあらかじめ指定された期間に提出すること。提出期間に遅れたものは一切受け付けない。

(受験資格)

第8条 受験資格は、次の条件をそなえていなければならない。

- (1) その授業科目について有効な履修科目登録がされていること。
- (2) 学費を納入していること。
- (3) 原則としてその授業科目の講義時間数の3分の2以上を出席していること。
- (4) その授業科目の担当者の指示する条件を満たしていること。

(受験者の心得)

第9条 受験者は試験場において次のことを守らなければならない。

- (1) 指定された試験場及び座席で受験すること。
- (2) 試験開始後、20分以上の遅刻は認めない。また、30分以内の退出はできない。
- (3) 途中退出は試験監督者の許可を必要とする。
- (4) 机上に学生証を置くこと。
- (5) 許可されたもの以外を試験中に使用してはならない。
- (6) 答案用紙を提出しないで退出できない。白紙や乗権の場合も答案用紙は必ず提出すること。
- (7) 答案用紙を書きつくして更に必要な場合でなければ新たに請求できない。また、書き損じでも取り換えることはできない。
- (8) その他、試験監督者の指示に従うこと。

(無効答案)

第10条 答案の無効は次のとおりとする。

- (1) 無記名の場合
- (2) 指定された場所に提出しないとき。

(試験監督)

第11条 試験監督は、原則として当該授業科目担当教員が行う。ただし必要に応じて補助者を加えることができ、適正な人数配置で行う。

2 試験監督者は試験場において、試験を厳正かつ円滑に実施する義務とこれに伴う権限を有する。
(不正行為)

第12条 試験において、教務委員会が、試験監督者の指示に従わない行為又は不正行為があったと認めるときは、当該科目の試験成績を零点とし、かつ、当該試験期間中の全試験科目の試験の成績を零点とする。

2 前項の不正行為とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 代理人が受験した場合（依頼した者、依頼された者）
- (2) 筆記試験中に許可されたもの以外を使用した場合
- (3) 試験場において、あらかじめ机等に書き込んだ場合又はカンニングペーパー等を使用した場合
- (4) 筆記試験中に、口頭又は他の手段で、他人に教えた場合（教えた者、教えられた者）
- (5) その他試験監督者又は論文（レポート）評価者が不正行為と見なした場合
(不正行為者の処分)

第13条 不正行為者の処分は、教授会の議を経て行う。
(成績の評価)

第14条 成績の評価は当該科目授業担当教員が行う。

- 2 成績の評点は100点満点とする。
- 3 成績の評価は、次の基準によるものとし、C以上を合格とする。

評価	評点	評価基準
合格	S	90点以上 当該科目の履修において、所期の目標をほとんど完全にもしくはそれを超えて達成し、特段に優れた成績を修めたもの
	A	89点～80点 当該科目の履修において、所期の目標を達成しているもの
	B	79点～70点 当該科目の履修において、不十分な点はあるものの、所期の目標を達成しているもの
	C	69点～60点 当該科目の履修において、不十分な点は多いものの、最低限の目標に達しているもの
不合格	D	59点以下 当該科目の履修において、目標を達成していないもの
	F	出席不足・試験欠席等により評価できない
	W	履修取消をした
認定	N	対象外 編入や留学等で単位を認定した

- 4 追試験の評点は減点されることがある。
- 5 再試験の成績は合格又は不合格とし、合格の評点は60点とする。
(規則の改廃)

第15条 この規則の改廃は、教授会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 試験規則（昭和44年3月3日）は廃止する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年12月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年6月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第14条第3項の成績評価の基準に関しては、従前の例による。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

GPA制度取り扱い要項

(目的)

第1条 この要項は、奈良大学におけるグレードポイントアベレージ（Grade Point Average）制度の要点を整理することにより、制度の理解を深めることを目的とする。

(定義)

第2条 「GPA」とは、Grade Point Averageの略で、各授業科目5段階の成績評価に対応して4～0のグレードポイント（以下「GP」という）を付与して算出する1単位あたりのGP平均値のことをいう。

2 GPA対象科目は、100点を満点として成績評価されるすべての授業科目とする。

3 成績評価が点数によらない科目及び本学が指定した以下の授業科目については、GPAの対象科目から除く。

- (1) 編入学や転入学した際の単位認定科目
- (2) 本学入学前に修得した単位認定科目
- (3) 留学や他大学との単位互換等で修得した科目

(成績評価)

第3条 前条第2項及び第3項に定めるGPA対象科目について、各科目の成績評価を以下の判定基準に従い評価し、5段階のGPを付与して1単位あたりの評点平均値を算出する。

評価	評点	GP	判定内容
合格	S	90点以上	4 当該科目の履修において、所期の目標をほとんど完全にもしくはそれを超えて達成し、特段に優れた成績を修めたもの
	A	89点～80点	3 当該科目の履修において、所期の目標を達成しているもの
	B	79点～70点	2 当該科目の履修において、不十分な点はあるものの、所期の目標を達成しているもの

評価	評点	GP	判定内容	
合格	C	69点～60点	1	当該科目の履修において、不十分な点は多いものの、最低限の目標に達しているもの
不合格	D	59点以下	0	当該科目の履修において、目標を達成していないもの
	F		0	出席不足・試験欠席等により評価できない
	W	対象外		履修取消をした
認定	N			編入や留学等で単位を認定した

2 GPAは、当該学期に履修した対象科目について、学期GPA及び通算GPAに区分し、各区分の定める方法により計算するものとする。計算値は、小数点以下第3位を四捨五入して表記するものとする。

- 1) 学期GPAは、当該学期の授業科目ごとに得たGPに当該授業科目の単位数を乗じ、その合計を当該学期に成績評価を受けた授業科目単位数の合計で除して算出する。
- 2) 通算GPAは、入学時から現在の学期までの授業科目ごとに得たGPに当該授業科目の単位数を乗じ、その合計を入学時から現在の学期までに成績評価を受けた授業科目単位数の合計で除して算出する。

GPA (Grade Point Average) の算出方法

$$\frac{\text{修得した各科目の単位} \times \text{Grade Point} \text{ の総和}}{\text{成績評価を受けた科目の総単位数}}$$

3 通算GPA及び学期GPAは、それぞれ対象となる全科目と卒業要件対象科目とに分けて算出する。
(履修の取消)

第4条 一度履修登録した科目であっても、履修目的を達成する見込がない等の理由で、履修登録を取り消すことができる。ただし、取消に伴う追加登録はできない。

2 履修登録の取消は、指定された取消期間中にのみ行うことができる。この期間に手続きを行わなかった場合は、当初申請した履修科目が成績評価の対象となる。

3 履修登録後休学した者の休学中の履修科目については、履修の取消を学生支援センター（教務担当）で行う。
(不合格科目の再履修)

第5条 不合格科目については次学期以降に再履修することができる。再履修による評価は上書きされ、上書きされる前の履修科目単位数は、成績評価を受けた授業科目の単位数に算入しない。
(GPAの記載)

第6条 成績通知書により通知するGPAについては、第3条第3項の内容をそれぞれ通算GPA及び学期GPAに分けて記載する。

2 成績証明書には対象科目のうち、卒業要件科目の通算GPAのみを記載する。
(活用)

第7条 卒業要件科目のGPAが1.1未満の者については、当該学生の所属学部の学部長による面談を行う場合がある。

2 卒業判定においては、前項も踏まえ、卒業要件科目の通算GPAについて学部会で審議を行う。

3 卒業要件科目の年度末時点の通算GPAが3.0以上の者は、翌年度は、学期毎では26単位以内、年間では52単位以内まで登録することができる。登録手続きについては別に定める。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、GPA及び科目履修に関し、必要な事項は履修要項他別に定める。

(要項の改廃)

第9条 この要項の改廃は、教務委員会の議を経なければならない。

附則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成22年7月13日から施行する。

附則

1 この要項は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成25年度以前の在学者については、従前の例による。

附則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附則

1 この要項は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生に適用する。

2 平成30年度以前の在学者及び在籍者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者については、従前の例による。

附則

1 この要項は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度入学生に適用する。

2 令和4年度以前の在学者及び在籍者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者については、従前の例による。

緊急時における授業の取扱内規

第1条 交通機関が不通（運休、復旧の見通しがたない運転見合わせを含む。以下「不通」という。）の場合の面接で行う授業及び試験（以下「授業等」という。）の取扱いについては次のとおりとする。

(1) 近鉄奈良・京都・橿原線（以下「近鉄」という。）のいずれかが不通の場合は、次のとおりとする。

ア 午前7時より前に運行を再開したときは、平常どおり授業等を行う。

イ 午前7時現在不通のときは、午前中休講とする。

ウ 午前10時より前に運行を再開したときは、午前中休講とし、午後からは授業等を行う。

エ 午前10時現在不通のときは、全日休講とする。

(2) 試験期間中に前第1号イからエにより中止となった試験は、後日実施する。連絡は掲示連絡とする。

第2条 台風等により危険が予想される場合の授業等の取扱いについては次のとおりとする。

(1) 奈良県北西部、京都府山城南部・山城中部、若しくは大阪府大阪市・東部大阪・南河内の各域内の市町村のいずれかに暴風警報又はなんらかの特別警報が発令された場合は、次のとおりとする。

ア 午前7時より前に解除されたときは、平常どおり授業等を行う。

イ 午前7時現在発令中のときは、全日休講とする。

ウ 午前7時以降午前9時より前に発令されたときは、全日休講とする。

エ 午前9時以降に発令されたときは、その時点で行われていた授業等を中止し、その日のそれ以降の全ての授業等も休

講とする。

- (2) 試験期間中に前第1号イからエにより中止となった試験は、後日実施する。連絡は掲示連絡とする。

第3条 前第1条及び第2条以外に、通学不能又は通学困難、あるいは授業等が困難と学長が判断した場合は、休講とすることがある。

第4条 緊急時の欠席の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 前条にあてはまらず授業等が行われたが、自宅周辺の気象状況又は通学経路の交通機関の不通や遅延等のため、どうしても授業等に出席できなかった者については、欠席扱いとしないものとする。

- (2) 試験期間中に前号により出席できなかった者は、その理由を記した書類（交通機関の不通の場合、通学経路を記し、遅延の場合には延着証明書も添付）を指定の期日までに学生支援センター（教務担当）へ提出することで、当該科目を追試験受験科目として認める。

第5条 インターネット等を利用して行う遠隔授業及び試験（以下「遠隔授業等」という。）は、原則として実施する。ただし遠隔授業等が困難と学長が判断した場合は、休講とすることがある。

第6条 この内規の改廃は、教務委員会の議を経なければならない。

附 則

この内規は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和58年10月13日から施行する。

附 則

この内規は、平成3年5月9日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年7月21日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年10月18日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年9月2日から施行する。

転学部・転学科の取扱規則

（趣旨）

第1条 学則第29条に定められた転学部又は転学科は、この規則による。

（出願資格）

第2条 転学部又は転学科を希望する者は、出願資格として当該年度を含め、2年以上在学し、卒業要件科目を64単位以上修得又は修得見込みであることを要する。

- 2 修得見込みで出願した者が、所定の単位数を修得できなかったときは、その出願は無効とする。

（出願手続）

第3条 転学部を希望する者は、所属する学部長の転学部承認書及び成績証明書を転学部願に添付の上、学生支援センター（教務担当）

を通じて、転入を希望する学部の学部長に願い出るものとする。

- 2 同一学部の他の学科へ転学科を希望する者は、転学科願に成績証明書を添付の上、学生支援センター（教務担当）を通じて、学部長に願い出るものとする。

（出願期限）

第4条 出願期限は、別途定める。

- 2 前項の別途定める出願期限は、文学部長及び社会学部長が調整のうえ定める。

（選考方法）

第5条 出願者に対しては、筆記試験及び面接を行うことがある。

（選考通知）

第6条 選考は、各学部において行い、新年度までに可否を通知する。

（単位認定）

第7条 転学部・転学科を許可された者が、転学部・転学科する以前の学部・学科で修得した授業科目及び単位のうち当該学部・学科で同一と判定される科目及び単位について、当該学部・学科の単位として認定する。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、転学部・転学科に必要な事項は、各学部で定める。

（規則の改廃）

第9条 この規則の改廃は、教授会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成元年10月12日から施行し、昭和63年度入学生から適用する。

- 2 転科の取扱規則（昭和58年4月1日）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年1月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。

- 2 平成30年度以前の在学者については、従前の例による。

文学部における転学部・転学科の取扱内規

（趣旨）

第1条 奈良大学学則第29条及び転学部・転学科の取扱規則に基づく、文学部における転学部・転学科の選考取扱については、この内規で定めるところによる。

（選考方法）

第2条 転学部・転学科については、入学試験及び入学後の成績並びに当該学科の事情を考慮して選考を行う。

（転学部選考取扱）

第3条 転学部について、次のとおりとする。

(1) 転出

- ア 学部長の承認を得た者とする。
- イ ただし、次のいずれかに該当する者に限る。
 - ① 学校推薦型選抜入学選考（指定校制推薦入学選考を除く）で入学した者。
 - ② 一般選抜入学選考（大学入学共通テスト利用入試を含む）で入学した者。

(2) 転入

- ア 出願者に対しては、筆記試験及び面接を行うことがある。
- イ 選考の時期は2月又は3月とする。
- ウ 選考は当該学科の教員が行う。

(転学科選考取扱)

第4条 転学科について、次のとおりとする。

(1) 転出

- ア 学科主任の承認を得た者とする。
- イ ただし、次のいずれかに該当する者に限る。
 - ① 学校推薦型選抜入学選考（指定校制推薦入学選考を除く）で入学した者。
 - ② 一般選抜入学選考（大学入学共通テスト利用入試を含む）で入学した者。

(2) 転入

- ア 出願者に対しては、筆記試験及び面接を行うことがある。
- イ 選考の時期は2月又は3月とする。
- ウ 選考は当該学科の教員が行う。

(志望理由書)

第5条 転学部・転学科の志望者は、出願時に志望理由書を添えるものとし、志望理由書は400字詰原稿用紙で2枚以上とする。

(単位修得)

第6条 転学部又は転学科を許可されても、単位修得の関係で2年間で卒業できないこともある旨を伝えることとする。

(選考業務)

第7条 選考に関する業務は、当該学科が行う。

(合否判定)

第8条 合否の判定は、当該学科の提案を受け、学部会が行う。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、文学部会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この内規は、平成5年12月9日から施行し、平成6年度転学部・転学科から適用する。
- 2 転学部・転学科の取扱内規（平成2年3月15日）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。
- 2 平成25年度以前の在学者については、従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。
- 2 平成30年度以前の在学者については、従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学生

から適用する。

2 令和2年度以前の在学者については、従前の例による。

社会学部における転学部・転学科の取扱内規

(趣旨)

第1条 奈良大学学則第29条及び転学部・転学科の取扱規則に基づく、社会学部における転学部・転学科の選考取扱については、この内規で定めるところによる。

(選考方法)

第2条 転学部・転学科については、入学試験及び入学後の成績並びに当該学科の事情を考慮して選考を行う。

(転学部選考取扱)

第3条 転学部について、次のとおりとする。

(1) 転出

- ア 学部長の承認を得た者とする。
- イ ただし、次のいずれかに該当する者に限る。
 - ① 学校推薦型選抜入学選考（指定校制推薦入学選考を除く）で入学した者。
 - ② 一般選抜入学選考（大学入学共通テスト利用入試を含む）で入学した者。

(2) 転入

- ア 出願者に対しては、筆記試験及び面接を行うことがある。
- イ 選考の時期は2月又は3月とする。
- ウ 面接については当該学科の教員が行う。

(転学科選考取扱)

第4条 転学科について、次のとおりとする。

(1) 転出

- ア 学科主任の承認を得た者とする。
- イ ただし、次のいずれかに該当する者に限る。
 - ① 学校推薦型選抜入学選考（指定校制推薦入学選考を除く）で入学した者。
 - ② 一般選抜入学選考（大学入学共通テスト利用入試を含む）で入学した者。

(2) 転入

- ア 出願者に対しては、筆記試験及び面接を行うことがある。
- イ 選考の時期は2月又は3月とする。
- ウ 面接については当該学科の教員が行う。

(志望理由書)

第5条 転学部・転学科の志望者は、出願時に志望理由書を添えるものとし、志望理由書は400字詰原稿用紙で2枚以上とする。

(選考業務)

第6条 選考に関する業務は、転学部・転学科選考委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(選考委員会)

第7条 委員会は、学部長を委員長として各学科2人とする。

(合否判定)

第8条 合否の判定は、委員会の提案を受け、学部会が行う。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、社会学部会の議を経なければならない。

附 則

1 この内規は、平成5年12月9日から施行し、平成6年度転学部・転学科から適用する。

2 転学部・転学科の取扱内規（平成2年3月15日）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成13年9月11日から施行し、平成14年度転学部・転学科から適用する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

2 平成25年度以前の在学者については、従前の例による。

附 則

1 この内規は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。

2 平成30年度以前の在学者については、従前の例による。

附 則

1 この内規は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学生から適用する。

2 令和2年度以前の在学者については、従前の例による。

奈良大学聴講生規則

(目的)

第1条 この規則は、学則第45条及び第49条に基づき聴講生（他の大学との単位互換協定に基づいて受け入れた学生は「特別聴講学生」とする、以下同じ。）について必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 聴講を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、特別聴講学生は他の大学との単位互換協定に基づき別に定める。

- (1) 満20歳以上の者
- (2) 外国人留学生の場合は、満20歳以上の者で、履修期間中の在留資格を有し、かつ、当該授業科目を履修するために十分な語学力があると認められる者
- (3) 前号のほか、教授会の議を経て特別に認めた者

(出願手続)

第3条 聴講を志願する者は、次の各号の書類に受講登録料を添えて出願しなければならない。ただし、特別聴講学生を志願する者については、特別聴講願書を提出することとし、受講登録料はこれを免除することができる。

- (1) 聴講生志願票
 - (2) 写真（最近3ヶ月以内に撮影のもの）
 - (3) 外国人登録済証明書
 - (4) 経費支弁能力証明書（写）
- 2 外国人留学生が志願するときは、第1項で定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。
- (1) 在学中の身元保証書（身元保証人は奈良県内又はその近郊に居住している者）
 - (2) 留学生査証又は就学生査証（写）
 - (3) 外国人登録済証明書
 - (4) 経費支弁能力証明書（写）

(5) (財)日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施する日本語能力試験の日本語能力認定書1級又は2級（写）

(6) 履歴書及び最終学歴を証する資料

3 必要に応じて就学上の資料の提出を求められることがある。

(出願期間)

第3条の2 聴講生の出願期間は、毎年3月1日から3月15日までとする。なお、後期開講科目は、8月20日から8月31日まで出願することができる。ただし、特別事情がある場合については、これによらないことができる。

2 出願締切日が日曜・祝日の場合は、前日までとする。

(選考及び許可)

第4条 聴講生の選考は、教務委員会で調整の上、当該学部で行う。

2 所定の手続を完了した者に対して、学長は聴講生として許可する。

3 聴講を希望する者が外国人留学生の場合は、第1項で定める手続とは別に、国際交流委員会の承認を要するものとする。

(在学期間)

第5条 聴講生の在学期間は、1年又は半年とする。

(聴講授業科目)

第6条 聴講生は、当該授業科目（以下「科目」という。）を履修する本学学生の学修を妨げない範囲において、1科目又は数科目に限って受講することができる。

(受講登録料及び聴講料)

第7条 受講登録料及び聴講料は、次のとおりとする。

受講登録料 3,000円

聴講料 1科目（1学期 週1回）15,000円

(聴講料の納入)

第8条 聴講生として認定された者は、所定の聴講料を本学の指定する期日までに納入しなければならない。ただし、特別聴講学生は聴講料を免除することができる。

(聴講生証)

第9条 聴講生の身分を証明するものとして聴講生証を交付する。

(試験・成績証明書及び単位)

第10条 聴講生（「特別聴講学生」を除く。）は、受講した科目の試験を受けることができる。試験に合格した科目については、願出により成績証明書を交付するが、単位は認定しない。

2 特別聴講学生は、受講した科目の試験を受け、合格した科目については単位を認定する。

(資格の取消)

第11条 聴講生が本学の教育方針と秩序に違反する行為をしたとき、あるいは正当な理由なく長期にわたって授業に出席しないときは、聴講生の資格を取り消すことがある。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、本学学則及びその他の諸規則を準用する。

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、教授会の議を経なければならない。

附 則

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 奈良大学聴講生規則（昭和54年4月1日）は廃止する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

奈良大学科目等履修生規則

(目的)

第1条 この規則は、学則第46条及び第49条に基づき科目等履修生(以下「履修生」という。)について必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 授業科目(以下「科目」という。)の単位を修得するために履修を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学則第21条に定めた大学入学資格を有する者又は満30歳以上の者。

(2) 奈良大学附属高等学校の生徒及び本学と協定を締結した高等学校又はこれに準じる学校の生徒(以下「高校生」という。)

2 教育職員免許状の授与資格を得るため当該科目の履修を志願できる者(以下「教職履修生」という。)は、本学を卒業した者又は本学大学院在学者で本学が正規の課程として認定を受けている教科の教育職員免許状の取得を希望する者とする。

3 博物館学芸員の資格を得るため当該科目の履修を志願できる者(以下「学芸員履修生」という。)は、本学を卒業した者又は本学大学院在学者で博物館学芸員資格の取得を希望する者とする。

4 司書の資格を得るため当該科目の履修を志願できる者(以下「司書履修生」という。)は、本学を卒業した者又は本学大学院在学者で司書資格の取得を希望する者とする。

5 学校図書館司書教諭の資格を得るため当該科目の履修を志願できる者(以下「学校図書館司書教諭履修生」という。)は、本学を卒業した者又は本学大学院在学者で学校図書館司書教諭資格の取得を希望する者とする。

6 上記学則に定められた資格以外で、各学部学科において取得可能として認められた資格を得るため当該科目の履修を志願できる者(以下、「諸資格履修生」という。)は、本学を卒業した者又は本学大学院在学者で当該資格の取得を希望する者とする。

(出願手続)

第3条 履修生を志願する者は、次の書類に検定料を添えて出願しなければならない。

- (1) 履修生志願票
- (2) 最終学校の卒業証明書
- (3) 志望理由書

2 必要に応じて就学上の資料の提出を求めることがある。

3 本学大学院在学者及び引き続き履修を志願する者は、第1項第2号は適用しない。

(高校生の出願手続)

第3条の2 高校生の出願書類については、別に定める。

(出願期間)

第3条の3 履修生の出願期間は、毎年3月1日から3月15日までとする。なお、後期開講科目は、8月20日から8月31日まで

出願することができる。ただし、特別の事情がある場合については、これによらないことができる。

2 出願締切日が日曜・祝日の場合は、前日までとする。
(選考及び許可)

第4条 履修生の選考は、教務委員会の議を経て当該学部会で行う。

2 所定の手続を完了した者に対して、学長は履修生として許可する。

(在学期間)

第5条 履修生の在学期間は、1年又は半年とする。

(履修科目)

第6条 履修生は、履修を許可された科目について受講することができる。

2 教職履修生が履修できる科目は、教育職員免許状取得のために必要な科目とする。ただし、「教育実習」を履修するためには「教職課程科目履修要領」に定める先修条件をみたさなければならない。

3 学芸員履修生が履修できる科目は、博物館学芸員資格取得のために必要な科目とする。ただし、「博物館実習」を履修するためには「博物館学芸員資格取得実施要領」に定める先修条件をみたさなければならない。

4 司書履修生が履修できる科目は、司書資格取得のために必要な科目とする。

5 学校図書館司書教諭履修生が履修できる科目は、学校図書館司書教諭資格取得のために必要な科目とする。

6 諸資格履修生が履修できる科目は、当該資格を取得するために必要な科目とする。

7 高校生が履修できる科目については、別に定める。

(受講登録料及び履修料)

第7条 受講登録料及び履修料は、次のとおりとする。

受講登録料	3,000円
履修料	1単位 15,000円

2 履修科目により、特に費用を要するときは別途徴収する。

(本学大学院在学者の受講登録料及び履修料)

第7条の2 本学大学院在学者の受講登録料及び履修料については、別に定める。

(高校生の受講登録料及び履修料)

第7条の3 高校生の受講登録料及び履修料については、別に定める。

(履修料の納入)

第8条 履修生として認定された者は、所定の履修料を本学の指定する期日までに納入しなければならない。

(履修生証)

第9条 履修生の身分を証明するものとして履修生証を交付する。
(試験・成績証明書及び単位取得証明書)

第10条 履修生は、受講した科目の試験を受けることができる。試験に合格した科目については所定の単位を認定し、願い出により成績証明書又は単位取得証明書を交付する。

(資格の取消)

第11条 履修生が本学の教育方針と秩序に違反する行為をしたとき、あるいは正当な理由なく長期にわたって授業に出席しないときは、履修生の資格を取り消すことがある。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、本学学則及びその他の諸

規則を準用する。

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、教授会の議を経なければならない。

附則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年10月9日から施行する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

学生生活に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、本学学生が豊かな知性と教養と品位を保って学生生活を過ごすことを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(諸規則の遵守)

第2条 学生は、学則及びこの規則のほか、大学が別に定める諸規則を守らなければならない。

(学内秩序)

第3条 学生は、個人・団体を問わず学内の秩序を乱してはならない。

(学生への連絡)

第4条 大学から学生への通知、告示、その他の連絡は、原則として掲示とポータルサイトによって行う。

第2章 入学手続及び身上

(入学許可)

第5条 選抜試験に合格し、指定の期日までに入学金及び前期学費を納入した者に入学を許可する。

(誓約書)

第6条 入学を許可された者は、保証人署名の保証書とともに、誓約書を提出しなければならない。

(書類の提出)

第7条 入学を許可された者は、指定の期日までに、本学が定める書類に前条の誓約書および保証書を添えて学生支援センター(学生担当)に提出しなければならない。書類提出がなければ入学許可を取り消す。

(保証人)

第8条 保証人は1人とし、保証人は父母又はこれに代わる近親者とする。

2 保証人は、独立の生計を営み、保証人としての責務を負うものとする。

(身上異動届)

第9条 第7条の提出書類に次の記載事項の変更が生じたときは、速

やかに学生支援センター(学生担当)へ届け出なければならない。

(1) 本人又は保証人の現住所・電話番号等の変更

(2) 父母の死亡

(3) 保証人の変更

(4) 戸籍上の異動

第3章 学生証

(学生証の交付)

第10条 入学と同時に学生証を交付する。学生証の有効期間は4年間とする。

2 4年を超えて在学する者には、1年間有効の学生証を旧学生証と引き換えに交付する。

3 学生証は、常に携帯し、本学教職員の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

(学生証の返納)

第11条 学生証は、卒業、退学、除籍又はその有効期間を過ぎたときは、直ちに学生支援センター(学生担当)に返納しなければならない。

(学生証の再交付)

第12条 学生証を紛失したときは、直ちに学生支援センター(学生担当)に届け出て再交付を受けなければならない。

第4章 欠席、休学、退学、除籍、復学、復籍及び再入学

(欠席)

第13条 やむを得ず授業等を欠席の場合、欠席届を授業担当教員に直接提出し、その指示を得ることができる。ただし、その理由が証明できるものについては、証明書等を添付しなければならない。

(休学)

第14条 学則第31条により、休学しようとする者は、正保証人連署の上、休学願を学生支援センター(学生担当)に提出し、許可を得なければならない。

(休学の期間及び休学中の学費)

第15条 学則第32条による休学の期間は、休学を許可された日から当該学期末又は年度末までとする。ただし、引き続き休学を希望する者は、前条の手続きを経て更に1年以内に限り、休学することができる。

2 学則第41条により、休学者の休学中の学費については、在籍料として施設設備費の半額相当額を納入しなければならない。

3 学期の中途から休学する場合は、その学期の学費を全額納入しなければならない。ただし、前期については5月31日、後期については11月30日までに願出の休学者に関しては、在籍料を除き、既納の学費を返還する。

(退学)

第16条 学則第34条により、退学しようとする者は、正保証人連署の上、退学願を学生支援センター(学生担当)に提出し、許可を得なければならない。

2 退学する際には、属する学期の学費を納入していなければならない。ただし、前期については5月31日、後期については11月30日までの退学者であれば既納の学費を返還する。前期退学者の既納の後期学費は、返還する。

3 退学の日は、退学願を受理した日の月末とする。

(除籍)

第17条 学則第35条に定める除籍は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 学則第4条に定める、在学年が8年を超える者は除籍とする。
- (2) 学費を正当な理由なく、指定の期日までに納入しない者は、前期については6月30日付、後期については12月31日付をもって除籍とする。
- (3) 学費の延分納期間中に学費を完納できなかった者は、前期については8月31日付、後期については2月28日付をもって除籍とする。

2 除籍となった者の延分納期間中の既納の学費は、返還しない。

3 除籍となった者に対しては、当該学期における単位は認定されない。

(復学)

第18条 学則第33条により、復学しようとする者は、保証人連署の上、復学願を学生支援センター（学生担当）に提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 復学願の提出日は、休学期間の終了が年度末の者は3月1日から3月15日までに、前期末の者は9月1日から9月15日までに提出しなければならない。復学の日は各学期の始めとする。
- (2) 病気が回復して復学しようとする者は、医師の診断書を添付するものとする。

(復籍)

第18条の2 学則第35条の2により、復籍を希望する者は、保証人連署の上、復籍願に復籍手数料10,000円を添えて学生支援センター（学生担当）に提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 復籍願は、除籍日が6月30日の者は7月1日から7月15日まで、12月31日の者は1月7日から1月20日までの間に提出しなければならない。
- (2) 復籍を許可された者は、指定の期日までに未納の学費を納めなければならない。期日までに納めなければ、復籍を取り消し、以後の復籍は認められない。
- (3) 復籍の日は除籍日の翌日とする。

2 前各号で定める期間までに復籍手続をしなかった者で、復籍を希望する者は、除籍後1年以内に限り、保証人連署の上、復籍願に復籍手数料を添えて学生支援センター（学生担当）に提出し、許可を受けなければならない。

3 前項で復籍を許可された者は、許可された年度の1年次生の入学金の半額を納めなければならない。指定の期日までに納めなければ復籍を取り消し、以後の復籍は認められない。

(再入学)

第18条の3 再入学を志願できる者は学則第34条により退学した者で退学後2年以内の者とする。ただし、志願できる学科は、退学した学科とする。

2 再入学した者が退学し、再び再入学を志願しても許可しない。

3 再入学を志願する者は、前期は2月28日、後期は8月31日までに再入学願を学生支援センター（学生担当）に提出しなければならない。

4 再入学は、選考によって許可する。

5 再入学の入学時期は、各学期の始めとする。

6 再入学を許可された者（以下「再入学者」という。）の年次は、在学中に修得した単位を考慮して相当年次に入学させる。

7 再入学者の入学金は、再入学を許可された1年次生の入学金の半額とする。

8 再入学者の学費は、第6項で定められた相当年次の金額とする。

第5章 通学及び服装

(自動車通学の禁止)

第19条 学生の自動車通学は禁止する。ただし、クラブ、ゼミ等各団体の活動のため、あるいはその他特別の事情により、学内に車両乗り入れの必要が生じた学生は学生支援センター（学生担当）に願い出て、許可を得るものとする。

(単車通学)

第20条 単車で通学しようとする者は、学生支援センター（学生担当）に届け出なければならない。

2 単車で通学する者は、自動車任意保険に加入しなければならない。

3 届け出なく、学内に単車を乗り入れた者及び学内で安全運転を怠った者には、単車通学を認めない。

(服装)

第21条 服装は、本学の学生としての品位を損なわないように留意しなければならない。

第6章 健康診断

(健康診断)

第22条 学生は、学校保健安全法により、毎年指定する日時に定期健康診断を受けなければならない。指定日に受診できなかった者は、任意の医療機関で受診し、その結果を学生支援センター（学生担当）へ報告しなければならない。またスポーツ系クラブ・サークルに所属する者は不定期に行われる健康診断の受診に協力しなければならない。

2 学生は、前項の健康診断の結果、大学が行う指示に従わなければならない。

第7章 団体及び集会

(団体結成)

第23条 学生が学内で新しくクラブ又はサークルを結成しようとするときは、団体結成許可願により、専任の教員を部長又は顧問として、団体の規約及び会員名簿を添えて学生支援センター（学生担当）に願い出て、許可を受けなければならない。

2 団体結成許可の有効期限は、その団体が許可を受けた年度の末日とする。

3 団体の規約、その他届出事項に変更が生じたときは、学生支援センター（学生担当）に届け出て承認を受けなければならない。（団体継続の手続）

第24条 結成を許可された団体が、翌年度も引き続き活動する場合は、毎年5月末日までの指定された期日までに前年度活動報告書、新年度活動計画及び部員名簿等を添えて、学生支援センター（学生担当）に提出し、継続の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けない団体は、解散したものとみなし、廃部として取り扱う。

(団体活動)

第25条 学生の団体活動は、第23条で結成された公認の団体が行う活動とし、それ以外の団体活動は認めない。

2 団体活動に伴う諸事故については、その団体自体が責任をもって自主的に解決しなければならない。

(外部団体への加入)

第26条 学生団体が外部団体に加入しようとするときは、その外部団体の規約、加盟団体名簿等を添えて学生支援センター（学生担当）に願い出て、承認を受けなければならない。

（集会）

第27条 学生団体が学内又は学外で集会するときは、3日前までに所定の様式によって学生支援センター（学生担当）に願い出て、許可を受けなければならない。

2 学生団体が、遠方旅行、合宿又は対外試合等をするときは、所定の様式により学生支援センター（学生担当）に届け出て許可を受けなければならない。活動中において、各自はリーダーの指導のもとに安全を第一にし、秩序ある行動をしなければならない。

3 学生団体以外の者が学内又は学外で集会するときは、第1項の手続を準用する。

（学内諸施設の使用）

第28条 前条の集会等のため、教室又はその他の施設を使用しようとするときは、責任者はその3日前までに施設使用願を学生支援センター（学生担当）に提出し、許可を受けなければならない。

2 第23条による許可を受けていない団体又は個人の場合、学科主任、ゼミ担当教員、担任教員等専任教員の承認を得た上で前項の手続きを行うものとする。

（署名・募金等）

第29条 学生又は学生団体が署名又は募金活動を行うときは、事前に学生支援センター（学生担当）に届け出て許可を得なければならない。

（団体の解散又は活動の停止）

第30条 学生又は学生団体の活動や行為が、本学の目的に反し、又は本学の秩序を乱す恐れがあると認めるときは、その行為を禁止又は当該団体を解散させることがある。

第8章 印刷物等の発行・配布・掲示及び放送

（印刷物等の発行・配布）

第31条 学生又は学生団体が新聞雑誌、パンフレット、ビラ及びその他これらに類するものを発行又は配布するときは、事前に当該印刷物等を学生支援センター（学生担当）に提出し、許可を得なければならない。

2 学生支援センター（学生担当）の許可印のない印刷物等は、発行又は配布してはならない。

（掲示・立看板）

第32条 学生又は学生団体が掲示するときは、事前に当該掲示物を学生支援センター（学生担当）に届け出て許可を得なければならない。また立看板についても同様とする。

2 学生支援センター（学生担当）の許可印のない掲示物又は立看板は、これを撤去する。

（放送）

第33条 学生又は学生団体が本学の放送施設を使用したいときは学生支援センター（学生担当）に届け出て許可を受けなければならない。

2 放送は原則として授業時間外とする。

3 学生が拡声機による放送あるいは演説等を行おうとするときは、学生支援センター（学生担当）に届け出て許可を受けなければならない。

第9章 情報通信の利用

（利用の原則）

第34条 学生又は学生団体は、情報通信（インターネット、携帯電話、電子メール、電子掲示板等）を適正に利用する義務を負わなければならない。

（禁止事項）

第35条 情報通信を利用して、次に掲げる事項を行うことを禁止する。

(1) 情報機器への不法侵入・破壊行為等を行うこと。

(2) ネットワークの運用・運営を妨げる行為等を行うこと。

(3) 公序良俗に反する行為

(4) 他人の人権を侵害したり、差別情報の受発信を行うこと。

(5) プライバシーや他人の秘密を侵す行為

(6) 他人を誹謗中傷する行為

(7) 虚偽の情報の受発信を行うこと。

(8) その他、教育研究等の趣旨に反する行為及び利用

（諸規程の遵守）

第36条 学生又は学生団体は、法人の規程に定める学校法人奈良大学ネットワーク利用に関する規則及び学校法人奈良大学情報倫理規程にも従わなければならない。

（違反行為に対する処置）

第37条 この規則に違反した者に対し、直ちに関連情報を削除し、利用の停止又はその他教育処置を執るものとする。

（許可及び報告義務）

第38条 情報通信において、大学固有の名称等（学校法人奈良大学、奈良大学、Nara University、住所、建物等）を使用する場合は、事前に学生支援センター（学生担当）に申請書を提出し、学長の許可を得なければならない。また、許可を受けた者は、その使用内容・使用状況等を年1回、学生支援センター（学生担当）を通して学長に報告するものとする。

第10章 雑則

（アルバイト）

第39条 大学としては積極的なアルバイト紹介は行わない。ただし、やむを得ない事情により、アルバイトを必要とする者には、学生支援センター（学生担当）でアルバイト求人票を閲覧することができる。

2 アルバイトによって生じる支障はすべて自己の責任に帰するものとする。

（下宿生活）

第40条 下宿生活者は、下宿での生活においても大学生としての品位を保つとともに下宿先の規則や心得を遵守しなければならない。

（暴力）

第41条 学生はいかなる場合においても絶対に暴力をふるってはならない。また、個人又は複数による業務（授業を含む）の妨害や物的破壊行為を行ってはならない。

（危険物）

第42条 銃火器・爆発物・凶器等の危険物や、麻薬類等の依存性のある薬物を所持してはならない。

2 クラブ活動や学園祭等においては、灯油・ガソリン等を必要とする機器の持ち込みについては、学生支援センター（学生担当）に届け出て許可を受けなければならない。

(喫煙)

第43条 所定の場所以外での喫煙は、禁止する。

(電話・郵便物)

第44条 学外から学生への電話については家族からの不幸ごと以外はとりつがない。

2 公認された学生団体宛の郵便物については学生支援センター(学生担当)で保管し、掲示により、学生へ通知する。個人宛の郵便物は取り扱わない。

(規則の改廃)

第45条 この規則の改廃は、教授会の議を経なければならない。

附 則

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 学内生活に関する規則(昭和44年4月1日)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年9月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

奈良大学におけるハラスメントの 防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良大学におけるハラスメントの防止のための措置、及び、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)「ハラスメント」とは、教職員、学生若しくは関係者が、他の教職員、学生などに不利益や不快感を与えることをいう。

(2)「セクシュアル・ハラスメント」とは、相手の意に反し、相手に不利益や不快感を与える性的な言動をいう。

(3)「アカデミック・ハラスメント」とは、教育研究上の上下関係又は優越的な地位を利用して、相手の教育研究上、又は修学上の利益や権利を侵害することをいう。

(4)「パワー・ハラスメント」とは、職務上の上下関係や優越性を利用して、適正な範囲を超えて指導や注意を行うことにより、精神的・身体的苦痛を与え、相手の就労上若しくはその他の利益や権利、人格、尊厳を侵害する言動又は職場やその他の環境を悪化させることをいう。

(5)「アルコール・ハラスメント」とは、相手の意に反してアルコール類の摂取を強要し、又は酩酊状態で他者に不利益や不快感を与えることをいう。

(6)「教職員」とは、専任・非専任の区別なく、すべての雇用形態の教員及び職員をいう。本学において就労する派遣労働者及び委託業務従事者ならびに雇用関係のない研究従事者を含む。

(7)「学生」とは、学生及び大学院学生等、本学において修学するすべての者をいう。

(8)「関係者」とは、学生の保護者ならびに本学と職務上の関係を有する者及び関係業者等をいう。

(教職員及び学生の責務)

第3条 教職員及び学生は、この規程及び別に定める「奈良大学ハラスメント防止のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に従い、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、その他のハラスメントを行ってはならない。

(学長の責務)

第4条 学長は、教職員に対し、この規程の周知徹底を図らなければならない。

2 学長は、新たに教職員となった者に対して、ハラスメントの防止に関する基本事項について理解させるため研修を行わなければならない。

3 学長は、新たに教職員を監督する地位にある者(以下「監督者」という。)となった教職員に対して、ハラスメント防止に関し求められる役割について、理解させるために研修を行わなければならない。

(監督者の責務)

第5条 監督者は、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(委員会の設置)

第6条 本学にハラスメントを防止するとともにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応することを目的として奈良大学ハラスメント防止委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の責務)

第7条 委員会は、前条の目的のために次の各号に掲げる事項を行う。

(1) ハラスメントの防止に関する啓発及び研修

(2) ハラスメント事案の調査

(3) ハラスメントの問題の解決及び措置の勧告

(4) ハラスメントの再発防止に関する指導

(5) ハラスメントと認定された行為についての処分の検討

(6) ガイドラインの制定

(7) その他ハラスメントの防止に関し必要な事項

2 委員会は、必要に応じて調査委員会を設置することができる。調査委員会の構成は、その都度決定する。

(委員会の構成と運営)

第8条 委員会は次に掲げる委員をもって組織し、その委員は学長が委嘱する。

(1) 文学部長、社会学部長、通信教育部長の中から学長が指名したものの1人

- (2) 事務局長
- (3) 学長が指名した専任教員3人
- (4) 学長が指名した事務職員2人
- (5) その他学長が指名した者
(任期)

第9条 前条第1号及び第2号の委員の任期はその職に在任する期間とし、第3号、第4号及び第5号の委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第10条 委員会に委員長を置く。委員長は第8条第1号の委員とする。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数により決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

5 委員会が必要と認めるときは、関係教職員等の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(相談)

第11条 学生、教職員及び関係者は、ハラスメントに関する相談を行うことができる。

2 相談は、ハラスメントによる被害を受けた本人又は次の各号に掲げる者から受け付ける。

- (1) 他の者がハラスメントをされているのを見て不快に感じた者
- (2) 他の者からハラスメントをしている旨の指摘を受けた者
- (3) ハラスメントに関する相談を受けた監督者

(解決方法)

第12条 ハラスメントによる問題解決のための方法は次の各号に掲げるとおりとし、ハラスメント防止委員長の判断により行う。

(1) 「通知」による解決

ハラスメント相談者の意向に基づき、「匿名」のまま、ハラスメントを行ったとされる者(以下「相手方」という。))に、ハラスメントの相談があったことを通知し、解決を図る方法

(2) 「調整」による解決

ハラスメント相談者と、相手方の主張を公平な立場で調整し、解決を図る方法

(3) 「調停」による手続き

当事者同士の話し合い、又は調停案の提示により解決を図る方法

(4) 「調査・措置」による解決

事実関係の公正な調査に基づき、ハラスメントに該当すると判断された場合は、相手方に対し懲戒処分など厳正な措置を求め、解決を図る方法

(申立)

第13条 ハラスメントによる被害を受けた本人は、希望する解決方法を前条各号の中から選択して申立をすることができる。

(ハラスメント相談員)

第14条 ハラスメントに関する相談及び申立が教職員又は学生からなされた場合に対応するため、委員会の下にハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。

2 相談員は、委員長が任命する。

(相談員の責務)

第15条 相談員は、相談・申立への対応にあたっては、ガイドラインに従わなければならない。

2 相談員は、相談を受けた事案についてすみやかに委員長に報告しなければならない。

(秘密の遵守)

第16条 ハラスメントの相談、申立、調査及び問題の解決に関与する全ての者は、プライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、相談及び申立の内容をはじめ、知りえた秘密を他に漏らしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。

(不利益取扱の禁止)

第17条 学長及び監督者は、ハラスメントに対する相談・申立及び調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした教職員又は学生に対し、そのことをもって不利益な扱いをしてはならない。

(委員会の事務)

第18条 委員会及びハラスメント防止等に関する事務は、総務課が行う。

第19条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

奈良大学表彰規程

(趣旨)

第1条 奈良大学学則第42条の規定に基づく表彰については、この規程の定めるところによる。

(種類及び対象者)

第2条 表彰は、学業表彰、社会貢献表彰及び課外活動表彰とし、その対象者は次のとおりとする。

(1) 学業表彰

本学における学業において特に優秀な成績を修め、人物・識見に優れていると認められる学生について、次の各号により表彰する。ただし、編入学生、社会人入学生は除く。

ア 1年次生について、1年次の1年間の成績等を対象として選考し、「奈良大学1年次学業表彰」として表彰する。

イ 2年次生について、2年次の1年間の成績等を対象として選考し、「奈良大学2年次学業表彰」として表彰する。

ウ 3年次生について、3年次の1年間の成績等を対象として選考し、「奈良大学3年次学業表彰」として表彰する。

エ 4年次生について、1年次から4年次後期終了時までの4年間の成績等を対象として選考し、「奈良大学特別学業表彰」として表彰する。

(2) 社会貢献表彰

学内外において他の模範とするに足る社会貢献、奉仕を行い、社会的評価を得た学生個人(以下「個人」という。))又は学生団体(以下「団体」という。))について、「奈良大学社会貢献表彰」として表彰する。

(3) 課外活動表彰

課外活動において優秀な成績を挙げ、本学の名譽を高めた個人又は団体について、「奈良大学課外活動表彰」として表彰する。

(表彰の内容及び方法)

第3条 表彰は、表彰状及び副賞を授与することによって当該年度又は翌年度初めに行う。

(選考の方法)

第4条 学業表彰については、各学科の主任の推薦に基づき学生指導委員会において審査を行い、表彰に値すると認めた候補者について教授会の議を経て、学長が被表彰者を決定する。

2 社会貢献表彰及び課外活動表彰については、団体又は個人が所属する団体の顧問、学生指導委員会委員、その他関係者の推薦に基づき学生指導委員会において審査を行い、表彰に値すると認めた候補者について教授会の議を経て、学長が被表彰者を決定する。

(選考の時期及び公示)

第5条 選考は、前条に定める関係者の推薦を受けて遅滞なく行い、被表彰者が決定したときはこれを学内外に公示する。

(事務所管)

第6条 この規程に関する事務の所管は、学生支援センター学生担当とする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

(補則)

第8条 この規程による表彰の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成5年11月11日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 学業表彰については令和4年度入学生から適用する。

奈良大学学生懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良大学学則第43条及び第44条又は奈良大学大学院学則第39条の規定に基づき、学生の懲戒に関する手続その他必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における懲戒は、学校教育法第11条及び学校教育法施行規則第26条に基づき、学生に対する制裁として一定の不利益を与える処分をいう。

2 懲戒は、対象となる行為の態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行う。

(懲戒対象行為)

第3条 懲戒の対象となる行為は、次のとおりとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反する行為
- (2) 本学が定める諸規則に反する行為
- (3) 本学の教育研究活動又は管理運営を妨害する行為
- (4) 人権を著しく侵害する行為
- (5) その他本学の名譽及び信用を著しく失墜させる行為

(懲戒内容)

第4条 懲戒の内容は次のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を失わせること。この場合、再入学は認めないものとする
- (2) 停学 自分が行った行為について考えさせ、更生のための時間を与えるため、一定の期間、登学、教育課程の履修及び課外活動を禁ずること
- (3) 譴責・訓告 口頭又は文書によりその行為を戒め、反省を求めること
- 2 停学の期間は、無期又は5日以上6ヶ月以内の有期とする。
- 3 停学の期間は在学年に算入するが修業年限には原則として算入しない。ただし、学長が適当と認めた場合に限り、修業年限に算入するものとする。
- 4 停学の期間には、夏期休業、冬期休業、春期休業その他の休業期間を含むものとする。

(調査・審議等の付託)

第5条 学長は、懲戒対象行為とみなされる事案(以下、「懲戒事案」という。)を知り得た時は、直ちに学生指導委員会に当該懲戒事案についての調査及び審議を付託するものとする。

(調査及び審議)

第6条 学生指導委員会は、速やかに懲戒事案に係る事実の調査と審議を行う。

2 学生指導委員会は、懲戒対象学生又は懲戒対象となり得る学生(以下、「対象者」という。)への事実確認及び事情聴取にあたっては、対象者に弁明する機会を十分に与えるよう配慮する。ただし、懲戒事案が重大犯罪であり、明白に懲戒の対象として認められる等、特段の事情がある場合にはこの限りではない。なお、対象者が正当な理由なく事実確認や事情聴取に応じない場合又は自己に有利な証拠を提出する等の弁明をしない場合には、その機会を自ら放棄したものとみなす。

3 学生指導委員会は、懲戒事案について本学の教職員及び学生から事情聴取を行うことができる。

4 学生指導委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 学生指導委員会は、調査の結果を基に懲戒の要否及び懲戒の内容について審議し、その結果を学長に報告する。

(量定の審議)

第7条 学生指導委員会は、認定した事実とともに次の各号に掲げる事項を総合的に判断して懲戒の量定に係る審議を行う。

- (1) 対象者の状態等並びに懲戒事案の悪質性及び重大性
- (2) 懲戒事案の動機、態様及び結果
- (3) 過去の類似の懲戒事案の有無と量定
- (4) 対象者の日常における生活態度及び懲戒事案後の態様(悪質性及び重大性の判断基準)

第8条 前条第1号の悪質性及び重大性の判断基準は、次のとおりとする。

- (1) 悪質性については、対象者の主観的態様、懲戒事案の性質、経緯、動機等により判断する
- (2) 重大性については、懲戒事案により被害を受けた者の精神的被害を含めた被害の程度、社会に及ぼした影響等により判断する

(謹慎)

第9条 学長は、第6条第5項の報告に基づき、懲戒事案が退学

又は停学となり得る行為として明らかであり、かつ、登学を禁ずることが必要と判断した場合には、対象者に対して直ちに謹慎を命ずることができる。

2 前項の謹慎の期間は、停学期間を含めるものとする。

(懲戒の裁定)

第10条 懲戒は、第6条第5項の報告に基づき、学部会、通信教育部委員会又は研究科委員会での審議を踏まえて学長が裁定する。

2 懲戒が無期停学の場合、その解除は反省の度合い等を勘案の上、学長が裁定する。ただし、解除の時期は原則として当該停学の開始の日から起算して6ヶ月以内とすることはできない。

(懲戒の通知)

第11条 学長は、懲戒を裁定した場合、懲戒内容を記載した通知書を対象者に交付する。

(不服申し立て)

第12条 懲戒を受けた対象者は、事実誤認、新事実の発見、その他の正当な理由がある場合には、通知書を受け取った日の翌日から30日以内にその証拠となる資料を添えて、文書により学長に対して不服申し立てを行うことができる。ただし、本項に定める期間内に不服申し立てをすることができない正当な理由が認められる場合には、その理由が消滅した日の翌日から起算して30日以内に行うことができる。

2 学長は、前項の不服申し立てがあった時は、学生指導委員会に対して申し立て内容の検討を命じ、再調査の必要があると認める時は、再度、調査及び審議を付託する。再調査の必要がないと認める時は、速やかにその旨を文書により対象者に通知するものとする。

(懲戒に関する記録)

第13条 懲戒は学籍簿に記載する。ただし、教育的見地から、対象者の成績及び修学状況に関する文書で対象者及び大学関係者以外の者が閲覧する可能性のあるものについては、原則として懲戒の内容を記載しないものとする。

(懲戒と学籍異動)

第14条 対象者から懲戒の決定前に退学又は休学の願い出があった場合、この願い出を受理しないものとする。

2 懲戒決定後は、学生生活に関する規則第16条に基づき、退学の願い出を受理し退学を許可することができる。

3 停学決定後又は停学中の学生から停学期間を含む休学の願い出があった場合には、この願い出を受理しないものとする。

4 休学中の学生が停学となった場合、停学開始日は原則として休学期間終了後とする。

5 停学中及び謹慎中の履修登録等の手続きは、本学が定めた履修登録期間中に行うことができる。

(停学中の学費)

第15条 対象者に修業年限に算入しない停学期間があるときは、当該学期の学費は、学則第41条に定める在籍料と同額とする。

(学生団体の処分)

第16条 学長は、対象者と学生生活に関する規則第23条に規定する学生団体（以下、「クラブ等」という。）との間に懲戒事案との関わりが認められた場合、又は学生生活に関する規則第30条に規定された行為をクラブ等が行った場合、当該クラブ等に対して譴責、懲戒事案に係る行為の禁止、活動停止、解散の処分を行うことができる。

2 前項のクラブ等への処分は、学長が学生指導委員会に調査、審議を付託し、その結果を踏まえて学長が裁定する。

(守秘義務)

第17条 学生の懲戒に関与する全ての者は、プライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。

(事務所管)

第18条 この規程に関する事務の所管は、学生支援センター学生担当とする。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、学生指導委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

奈良大学奨学金規則

(目的)

第1条 学業人物とも良好であるが、経済的理由による修学困難な者に対して奨学のための金額を貸与し、大学教育を受ける機会を与えることを目的とする。

(貸与範囲)

第2条 貸与する金額、人員については、毎会計年度当初に定める。

2 貸与期限は1年とする。ただし継続申請することができる。

(委員会)

第3条 奨学生の選考並びに奨学金に関する諸事情は、学生指導委員会（以下「委員会」という。）で行う。

(資格)

第4条 奨学金の貸与を申請できる者は次の各号のいずれかに該当する者に限る。ただし、在留資格変更許可申請中の者は、申請できない。

(1) 日本国籍を有する者

(2) 出入国管理及び難民認定法の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

(3) 出入国管理及び難民認定法の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずると学生支援センター長が認めたる者

(連帯保証人及び保証人の選任)

第5条 連帯保証人及び保証人の選任条件については、奈良大学奨学金細則により定める。

(申請)

第6条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

(1) 奨学金申請書（本学所定用紙）

(2) 個人調査書（本学所定用紙）

(3) 第4条第2号又は第3号に該当する者は、在留カード（写）

(4) 第4条第2号又は第3号に該当する者が連帯保証人又は保証人を日本国籍以外の者より選任する場合は、対象者の在留カード若しくは在留資格を表記した書類（写）

2 前項の他必要に応じ添付書類を求めることがある。

(誓約書及び借用証書)

第7条 この規則により奨学生に採用された者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書及び奨学金借用証書（本学所定用紙）
- (2) 連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書
（奨学金貸与の停止）

第8条 奨学生として不適当と認められる事態が生じた場合は、委員会の議に基づいて奨学金の貸与を打ち切ることがある。

（返済）

第9条 奨学金の返済方法については、奈良大学奨学金細則により定める。

（規則の改廃）

第10条 この規則の改廃は学生指導委員会の議を経て行うものとする。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和57年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年5月29日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年9月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の在学者については、従前の例による。

奈良大学奨学金細則

（返済）

第1条 奈良大学奨学金規則第9条により、次の各号のとおり定める。

- (1) 返済年数は、10年以内とし、分割による返済は均等額年賦とする。ただし、外国籍の者で在留資格が、日本人の配偶者等有・永住者の配偶者等有・定住者の者は返済年数を、在留期間内とする
- (2) 分割による返済期日については、第1回の返済日が卒業又は退学した翌年度9月30日とし、第2回目以降は毎年9月30日とする
- (3) 返済方法は、本人が返済期日までに本学指定の銀行へ振込むものとする
- (4) 返済通知については、大学が返済期日前に本人に通知するが、期日までに返済がない場合又は住所変更等の届出がない場合は、連帯保証人及び保証人（以下「保証人等」）に対して督促する
- (5) 返済を怠っている者に対し、延滞期間6か月を超える毎に6か月について一定の延滞金を徴収することがある
- (6) 本人の死亡又は心身障害により返済が不能と認められるときは、保証人等の願出により審査の結果、本人事由発生後の返済金について免除することがある
- (7) 本人及び保証人等の住所変更や改名又は保証人等の変更等を要する場合、あるいは本人の定めた返済方法を変更したい

ときは、直ちに届け出て認定を受けるものとする
（連帯保証人及び保証人の選任）

第2条 奈良大学奨学金規則第5条により、連帯保証人及び保証人は次の各号のいずれかに該当する者から選任する。ただし、在留資格変更許可申請中の者は、選任できない。

(1) 日本国籍を有する者

(2) 出入国管理及び難民認定法の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

(3) 出入国管理及び難民認定法の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずると学生支援センター長が認めた者

2 連帯保証人は前項に規定する者のうち、貸与を受けようとする者が未成年者の場合は、その保護者（父母・未成年後見人）とする。成年者の場合は原則として父母とし、父母がいない場合は未成年者を除く4親等以内の親族とする。ただし、配偶者は連帯保証人には選任できない。

3 保証人は第1項に規定する者のうち、連帯保証人以外で貸与を受けようとする者と別の生計を営む者であって、貸与を受けようとする者の4親等以内の親族とする。ただし、父母及び配偶者は保証人には選任できない。

（その他）

第3条 この細則の適用にあたり疑義が生じた場合、学生支援センター長が決定する。

（細則の改廃）

第4条 この細則の改廃は学生指導委員会の議を経て決定する。

附 則

この細則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成6年1月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年5月29日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年9月27日から施行し、平成25年度入学1年次生から適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の在学者については、従前の例による。

奈良大学緊急支援貸与金規程

（目的）

第1条 この規程は、奈良大学（大学院を含む。）に在籍する学生で、修学を熱望するにもかかわらず経済的理由により緊急に学費の支弁が困難になった者に対し、奈良大学緊急支援貸与金（以下「緊急支援貸与金」という。）の貸付を行い、学業継続を

援助し、社会有為な人材の育成及び輩出に資することを目的とする。

(貸付額)

第2条 緊急支援貸与金額は、奈良大学奨学金の自宅外金額の1年分を最高貸与額とし、単年度採用とする。ただし継続申請することができる。

2 緊急支援貸与金は、無利子とする。

3 貸付は財源の範囲内で行うものとする。

(資格)

第3条 奨学金の貸与を申請できる者は次の各号のいずれかに該当する者に限る。ただし、在留資格変更許可申請中の者は、申請できない。

(1) 日本国籍を有する者

(2) 出入国管理及び難民認定法の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

(3) 出入国管理及び難民認定法の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずると学生支援センター長が認めた者

(連帯保証人及び保証人の選任)

第4条 連帯保証人及び保証人の選任条件については、奈良大学奨学金細則により定める。

(申込手続)

第5条 緊急支援貸与金の貸与を希望する者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

(1) 奈良大学緊急支援貸与金申請書(本学所定用紙)

(2) 個人調査書(本学所定用紙)

(3) 第3条第2号又は第3号に該当する者は、在留カード(写)

(4) 第3条第2号又は第3号に該当する者が連帯保証人又は保証人を日本国籍以外の者より選任する場合は、対象者の在留カード(写)

2 前項の他に必要に応じ添付書類を求められることがある。

(審査及び決定)

第6条 緊急支援貸与金の貸与の可否は、学生支援センター(学生担当)において書類審査及び面接をしたうえで、学生支援センター長が決定する。

(誓約書及び借用証書)

第7条 緊急支援貸与金の支給が決定した者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

(1) 誓約書及び奨学金借用証書(本学所定用紙)

(2) 連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書

(返済方法)

第8条 緊急支援貸与金の返済方法については、奈良大学奨学金細則に準じて行うものとする。

(その他)

第9条 この規程の適用にあたり疑義を生じた場合は、そのつど学生支援センター長が決定する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学生指導委員会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前の在学者については、従前の例による。

奈良大学短期貸付金規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良大学(大学院を含む。)に在籍する学生で、家庭からの仕送りの遅延・急病等により一時的又は緊急に生活費の支弁が困難になった者に、短期貸付金(以下「貸付金」という。)を貸与して学業継続を援助することを目的とする。

(貸付額)

第2条 貸付金は、1人1回につき1,000円単位とし、5,000円以上30,000円以内とする。ただし、貸付金の全額が返済されるまで同一人に新たな貸付を行わない。

2 貸付金は、無利子とする。

3 貸付は財源の範囲内で行うものとする。

(資格)

第3条 貸付金の貸与を申請できる者は次の各号のいずれかに該当する者に限る。ただし、在留資格変更許可申請中の者は、申請できない。

(1) 日本国籍を有する者

(2) 出入国管理及び難民認定法の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

(3) 出入国管理及び難民認定法の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずると学生支援センター長が認めた者

(申込手続)

第4条 貸付金の貸与を希望する者は、所定の借用願によって学生支援センター(学生担当)に申込むものとする。なお、第3条第2号又は第3号に該当する者は、在留カード(写)を提出する。

(審査及び決定)

第5条 貸付金貸与の可否は、学生支援センター(学生担当)において書類審査及び面接をしたうえで、学生支援センター長が決定する。

(借用証書)

第6条 貸付の決定を受けた者は、所定の借用証書を学生支援センター(学生担当)に提出しなければならない。

2 借用証書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに学生支援センター(学生担当)に届出しなければならない。

(返済方法)

第7条 貸付金の返済は、貸付を受けた翌日から3か月以内に一括又は分割で行うものとする。

2 卒業年次にある者は、2月末日までに全額を返済しなければならない。

3 貸付金の貸与を受けている者が、退学、除籍又は休学になったときは、直ちに全額を返済しなければならない。

4 第3条に該当する者で、3か月未満に在留期間が終了する場合は、在留期間内に全額を返済しなければならない。

(返済猶予)

第8条 貸付を受けた者が、災害、疾病、その他やむを得ない事由で返済が困難となったときは、願出によって返済を猶予することができる。ただし、猶予の期間は3か月以内とする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、手続きに関する必要な事項は、学生支援センター長が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学生指導委員会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成14年4月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

学生傷害見舞金規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良大学(大学院を含む。)に在籍する学生が、教育研究活動及び課外活動等に係る事故によって傷害を受けたときは、死亡、後遺障害及び医療の区分により学生傷害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給することについて定めるものである。(適用範囲)

第2条 見舞金の適用範囲は、学生教育研究災害傷害保険(以下「学研災保険」という。)普通保険約款を基準とする。(見舞金の支給方法)

第3条 見舞金の支給については、学長名で行う。(見舞金額)

第4条 見舞金額は、次の基準により学生指導委員会が判定し、支給するものとする。

(1) 事故の日より180日以内に、その傷害がもとで死亡したとき及び身体に著しい後遺障害が生じたときは、事務局長を加えて見舞金額を判定する。

(2) 治療費に係る見舞金は、学研災保険の対象にならない治療日数に限り、治療費の半額とし、20,000円を限度とする。

2 見舞金を受けようとする者は、公的機関発行の傷害程度が証明できる関係書類を提出しなければならない。

(その他)

第5条 この規則の定めるもののほか、手続きに関する必要な事項は、学生支援センター長が別に定める。(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、学生指導委員会の議を経なければならない。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

学生に対する災害見舞金支給内規

(趣旨)

第1条 奈良大学に在籍する学生が風水害、地震、火災等非常災

害により、居住する住居又は家財に損害を受けた場合、この内規に基づき災害見舞金を支給する。

(支給方法)

第2条 この内規により支給する災害見舞金については学長名で行う。

(支給額)

第3条 災害見舞金は次の基準により支給する。

(1) 家屋が全焼、全壊又は流失したとき。

金 100,000円

(2) 家屋の一部が焼失、崩壊又は床上浸水したとき。

金 50,000円

(3) その他家屋・家財に損害を受けて見舞金を贈ることが適当と認められるとき。

金 20,000円

2 災害見舞金について、同一世帯で2人以上在籍している場合は、高年次生1人のみとする。

3 災害見舞金の支給を受けようとする者は、被害程度の証明ができる公的機関の発行する罹災証明を提出しなければならない。

附 則

この内規は、平成16年9月8日から施行し、平成16年7月30日から適用する。

奈良大学学費減免取扱規則

(目的)

第1条 この取扱規則は、本学在学中に学費負担者の死亡等の事由により、学費の納付が著しく困難になった者に対して学費を減免し、学業の継続を援助することを目的とする。

(減免対象事由)

第2条 本学の学生で次の事由に該当し、学費の納付が著しく困難になった者とする。

(1) 学費負担者が死亡した場合。

(2) 学費負担者が火災、風水害等の災害を受けた場合。

(減免対象者)

第3条 減免対象者は3、4年次生で成績優秀、かつ卒業可能な者とする。

(学費の定義)

第4条 この取扱規則にいう学費とは、授業料及び施設設備費をいう。

(減免の額)

第5条 減免の額は、原則として各期の学費について、高等教育の修学支援新制度の対象とならない部分の全額又は半額とする。

(減免対象学費)

第6条 減免の対象となる学費は、当該事由の発生した日の属する期の翌期の学費とする。ただし、当該事由発生が当該期の学費の納期以前であり、かつ当該学生が当該期分の学費納付していない場合においては、当該期分の学費とする。

(申請手続及び審査)

第7条 学費の減免を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 学費減免申請書(本学所定様式)

(2) 市町村長発行の所得証明書又は所得税の確定申告書

(3) 死亡を証明する書類、又は火災、風水害等の被害程度を認

定し得る証明書

(4) その他必要とする証明書

2 学費減免の審査は、学生指導委員会が行う。

(減免の取り消し)

第8条 学費減免を受けている者が、次の各号に該当する場合は、委員会の議を経て学費の減免を取り消す。

- (1) 学費減免を必要としなくなった場合
- (2) 学費減免申請について虚偽の事実が判明した場合
- (3) 学則第43条による懲戒処分を受けた場合
- (4) 退学、除籍により学籍を失った場合

2 前項により学費減免を取り消された者は速やかに学費を納付しなければならない。

附 則

この規則は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は令和2年4月1日から施行する。

後期については11月30日までに願い出た休学者（在籍料を除き、既納の学費を返還）

(2) 学則第34条により退学する場合で、前期については5月31日、後期については11月30日までの退学者

(3) 学費を重複納付した場合で、前期については8月31日、後期については2月28日までに返還を願い出た者

(4) 学費を超過納付した場合で、前期については8月31日、後期については2月28日までに返還を願い出た者（超過納付分のみ返還）

(5) その他、特に学長が認めた場合

(納付金返還手数料)

第6条 返還に関わる振込手数料等は、返還事由により返還を受けるものが実費相当額を負担する。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、学長裁定によるものとする。

附 則

この規則は令和4年4月1日から施行する。

学費等納付金返還規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良大学学則第39条に基づく納付金の返還に関して、必要な事項を定める。

(納付金の定義)

第2条 この規則にいう納付金とは、入学検定料、入学金、入学申込金及び学費とする。

(入学検定料の返還)

第3条 本学に入学を志願する者のうち、次の各号のいずれかの事由に該当し、書面により選抜試験日前日までに返還を願い出た者に対して、既納の入学検定料を返還することができる。

- (1) 入学検定料を重複納付した場合
- (2) 入学検定料を超過納付した場合（超過納付分のみ返還）
- (3) 出願資格を満たさなかった場合
- (4) その他、特に学長が認めた場合

(入学金又は入学申込金の返還)

第4条 本学に入学を希望する合格者のうち、次の各号のいずれかの事由に該当し、書面により3月31日までに返還を願い出た者に対して、既納の入学金又は入学申込金を返還することができる。

- (1) 入学金又は入学申込金を重複納付した場合
- (2) 入学金又は入学申込金をを超過納付した場合（超過納付分のみ返還）
- (3) その他、特に学長が認めた場合

(学費の返還)

第5条 入学手続完了者のうち、次の各号のいずれかの事由に該当し、書面により返還を願い出た者に対して、既納の学費を返還することができる。

- (1) 3月31日までに入学辞退の申し出があった場合
- (2) その他、特に学長が認めた場合

2 在学生のうち、次の各号のいずれかの事由に該当し、書面により返還を願い出た者に対して、既納の学費を返還することができる。

(1) 学期の途中から休学する場合で、前期については5月31日、

奈良大学図書館利用規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良大学図書館規則第5条に基づき、奈良大学（以下「本学」という。）における図書及びその他図書館資料（以下「図書」という。）の利用に関する必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 奈良大学図書館（以下「図書館」という。）を利用できる者は、次の各号の者とする。

- (1) 学校法人奈良大学（以下「本法人」という。）の職員
- (2) 本学の名誉教授
- (3) 本学の学生
- (4) 図書館長（以下「館長」という。）が許可した者

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は次のとおりとする。

- (1) 平 日 午前9時から午後7時まで
- (2) 土曜日 午前9時から午後5時まで

2 館長が必要と認めたときは、開館時間を短縮又は延長することができる。

(休館日)

第4条 休館日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 創立記念日（4月28日）
- (4) 年末年始（12月29日から翌年1月5日まで）
- (5) 書庫整理日

2 館長が必要と認めたときは、臨時に休館又は休館日に開館することができる。

(館内閲覧)

第5条 利用者は、開架書庫に配架されている図書を、閲覧席で自由に閲覧できる。なお、閲覧の終わった図書は各自所定の場所に返却するものとする。

2 開架書庫への入庫、閲覧は、館長の許可を受けなければならない。

(貸出手続)

第6条 図書を貸出するときは、職員証、学生証又はLIBRARY cardを提示しなければならない。

2 通信教育部学生については、所定の手続きを経て、送本による貸出ができる。ただし、利用者が送料を負担するものとする。

(貸出冊数及び期間)

第7条 貸出図書の冊数及び期間は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------------|------|-----|
| (1) 本法人の職員 | 制限なし | 8週間 |
| (2) 本学の名誉教授 | 制限なし | 8週間 |
| (3) 本学の大学院学生 | 20冊 | 4週間 |
| (4) 本学の学部学生 | 10冊 | 2週間 |
| (5) 本学の通信教育部学生 | 10冊 | 3週間 |
| (6) 館長が許可した者 | 3冊 | 2週間 |

2 製本雑誌の貸出は3冊、3日間とし、その冊数は前項各号の冊数内に含む。なお、送本による貸出は行わないものとする。

3 館長が必要と認めるときは、第1項及び第2項で定めた冊数及び期間を臨時に変更することができる。

(貸出禁止図書)

第8条 貸出禁止の図書は次のとおりとする。

- (1) 各種事典、辞書その他の参考図書
- (2) 新聞、未製本雑誌
- (3) 貴重図書
- (4) その他館内利用の標示のあるもの

(研究室貸出)

第9条 本学の教育職員は、研究上特に必要と認められた図書を、長期貸出の手続きを経て、研究室に備え付けることができる。

2 前項の図書の長期貸出の期間は6か月とする。

3 長期に本学を離れる場合は、長期貸出図書を返却するものとする。

(転貸の禁止)

第10条 利用者は、貸出図書は転貸してはならない。

(貸出図書の返却)

第11条 利用者は、貸出図書を期限日までに自ら返却しなければならない。

2 通信教育部学生については、送本による返却ができる。ただし、図書館への返送は、返却期限日必着とし、送料は利用者が負担するものとする。

(貸出図書の即時返却)

第12条 第7条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は貸出図書を直ちに返却しなければならない。

- (1) 本法人の身分又は本学の名誉教授の資格を喪失したとき。
- (2) 学籍を離れたとき。
- (3) 館長が必要と認めるとき。

(複写)

第13条 利用者は、著作権関係法令の範囲内で資料の複写サービスを受けることができる。

2 前項の複写を希望する者は、所定の手続きを行わなければならない。

(著作権法上の責任)

第14条 当該資料の複写に関して生じる著作権法上の問題については、依頼者が一切その責任を負うものとする。

(複写料金)

第15条 複写を希望する者は、所定の複写料金を納付しなければ

ならない。

(相互利用)

第16条 本法人の職員、本学の名誉教授及び学生は、所定の手続きを経て、他大学図書館等との協力による相互利用サービスを受けることができる。

(相互利用の費用)

第17条 相互利用サービスに要する費用は、利用者が負担するものとする。

(弁償)

第18条 図書を紛失、汚損又は破損した者には、弁償させることができる。

(公開)

第19条 図書館は、本学の教育及び学術研究に支障がない限り社会人等に公開する。

2 公開に関する必要な事項は、別に定める。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、利用に関する必要な事項は館長が定める。

(規則の改廃)

第21条 この規則の改廃は、図書館委員会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月5日から施行する。

奈良大学博物館利用規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良大学博物館規則第5条に基づき、奈良大学(以下「本学」という。)が所蔵する学術資料の利用に関する必要な事項を定める。

(公開)

第2条 学術資料は、大学の教育、研究及び一般の利用に供するものとする。

(開館時間)

第3条 奈良大学博物館(以下「博物館」という。)の開館時間は次のとおりとする。

- (1) 平日 午前9時から午後4時30分まで
- (2) 土曜日 午前9時から午前12時まで

2 博物館長(以下「館長」という。)が必要と認めるときは、開館時間を短縮し又は延長することができる。

(休館日)

第4条 休館日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 創立記念日(4月28日)
- (4) 年末年始(12月29日から翌年1月5日まで)

2 館長が必要と認めるときは、臨時に休館し又は休館日に開館することができる。

(入館者の遵守事項)

第5条 入館者は、博物館内において次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 特別に許可されたもの以外の展示品、設備等に触れないこと。
- (2) 許可を受けずに撮影、模写、模造等を行わないこと。
- (3) 他の入館者に対して迷惑となる行為をしないこと。
- (4) その他館長の指示すること。

(入館の制限)

第6条 館長は次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、博物館への入館を禁止し、又は退館させることができる。

- (1) 入館者が前条の規定を守らないとき。
- (2) その他博物館の管理運営上支障があると認めるとき。

(貸出し等の許可)

第7条 館長は、学術資料等の貸出し及び閲覧を許可することができる。

2 貸出しの手続等必要な事項については別に定める。

(撮影等の許可)

第8条 館長は学術資料等に係る撮影、模写、模造及び掲載を許可することができる。

2 撮影の手続等必要な事項については別に定める。

(許可の制限)

第9条 館長は、次の各号いずれかに該当するときは、貸出し、閲覧、撮影等を許可しないものとする。

- (1) 貸出し等を行うことにより、学術資料等の保存に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 貸出しの許可を受けた者が虚偽の申請により許可を受けたとき、又は許可条件若しくは館長の指示に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が貸出し等を行うことが不相当と認めるとき。

(損害賠償)

第10条 入館者又は学術資料等の貸出し、閲覧、撮影等の許可を受けた者が、施設、設備、学術資料等を損傷し、又は滅失したときは、博物館委員会（以下「委員会」という。）が相当と認められる額を賠償しなければならない。

(寄贈及び寄託)

第11条 博物館は、学術資料の寄贈又は寄託を受けることができる。
2 寄贈又は寄託の手続等必要な事項については別に定める。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、利用に関する必要な事項は館長が定める。

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、委員会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は平成19年4月1日から施行する。

学内施設、備品の学生による損傷取扱内規

(趣旨)

第1条 本内規は原則事項を定める。

(届出)

第2条 当該学生は学生支援センター（学生担当）に備えつけの様式書により速やかに届け出ねばならない。

(故意による弁償)

第3条 故意に破損した者は全額弁償することを本則とする。

(過失による弁償)

第4条 過失による破損の場合でも事情によってはその額の半分以上弁償の責を負わねばならない。

(球技等の場合)

第5条 学生ラウンジ、廊下等で球技等による場合は故意とみなすことがある。

(届出時間)

第6条 破損後48時間を超えて届け出ないときは故意とみなす。

(見積)

第7条 損害額は学校取引業者の見積による。

(判定)

第8条 弁償額については、該当学生と話合いのうえ学生支援センター（学生担当課長）で判定する。

(支払方法)

第9条 弁償額は、見積書到着後2週間以内に総務課に支払わねばならない。

(不可抗力)

第10条 不可抗力と思われるものについても第2条同様届け出なければならない。

附 則

この内規は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

学 費 延 分 納 内 規

(趣旨)

第1条 奈良大学学則第40条による学費の延納及び分納については、この内規による。

(延分納)

第2条 次の各号に該当するときは、学費の延分納を行うことができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに学費の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合
- (2) 風水害の災害を受け、学費の納入困難と認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

(延分納の手続)

第3条 前条各項により、学費の延分納の許可を受けようとする者は、所定の願書に必要書類を添え、学長に願い出なければならない。

(延分納の期間)

第4条 前条の延分納の期間は前期については8月31日まで、後期については2月28日までとし、分納の場合は、各期それぞれ3回以内とする。

附 則

この内規は、昭和45年6月4日から施行する。

附 則

この内規は、昭和53年12月6日から施行する。

附 則

この内規は、平成14年10月1日から施行する。

奈良大学周辺の不法・迷惑駐車に 対する学生の処分手続き

学生生活に関する規則第19条に基づき自動車通学違反者を下記のとおり処分する。

記

処分内容

- 違反者は、学生支援センター（学生担当）課長による本人への厳重注意、並びに本人、保護者の始末書を提出させ指導を行う。
- 上記の指導にしたがわない場合、あるいは、繰り返し不法、迷惑駐車をした場合、学則第43条により懲戒処分を行う。
- ※学則第43条による懲戒処分とは、譴責、停学、退学をいう。
譴責…学生の規則違反等であるが停学、退学までに至らず、その違反に対して注意を促し、反省させる。
停学…諸規則に背き、学生の本分にもとる行為者に対して、学生の登校を一定期間さしとめる。
退学…諸規則に背き、学生の本分にもとる行為者に対して、学生としての身分をなく奪し、大学をやめさせる。
- (一) 譴責、停学、退学何れも学籍簿に記載され、永久に記録される。
- (二) 試験期間中の懲戒処分の時は、試験を受けられないこともある。
- (三) 就職に際しては、不利益をこうむることがある。

附 則

平成4年4月1日から施行する。

附 則

平成22年4月1日から施行する。

学校法人奈良大学ネットワーク 利用に関する規則

(平成10年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、本法人ネットワーク参加規程に基づき、学校法人奈良大学統合情報処理システム・ネットワーク（以下「NUICE」という。）の利用に関する必要な事項を定めるものとする。

(利用申請及び資格)

第2条 NUICEの利用を希望する者は、所定の申請書をネットワーク委員長（以下「委員長」という。）に提出し、利用アカウントを取得しなければならない。

2 利用アカウントの発行において、学校法人奈良大学（以下「本法人」という。）の設置する各学校の学生及び生徒からの申請は以下の確認を行い、有効期限を設定し、承認するものとする。ただし、本法人の設置する各学校の学生及び生徒の利用は、本法人の教員指導のもとで利用を許可する。

- (1) コンピュータに関する基礎知識及び技術を有していること。
- (2) UNIXに関する基礎知識及び技術を有していること。
- (3) 情報倫理を修得していること。
- (4) その他、ネットワーク委員会（以下「委員会」という。）が定めた事項

3 その他、委員会が認めたもの。

(利用の停止)

第3条 委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者アカウントの利用を停止し、当該所属長を通じて関係機関の責任者にも報告するものとする。

- (1) NUICEに関する諸規程及び諸規則に違反したとき。
- (2) 委員長が利用内容を不適切と認めたとき。

(アカウントの適正管理)

第4条 NUICEの利用者は、自己の利用アカウント並びにパスワードを適正に管理する義務を負う。

2 利用者が許可証の再発行、利用者アカウント、パスワードの再設定を必要とする時は、所定の書類を提出すると共に、職員証又は学生証を提示しなければならない。この場合、確認作業のため、即時処理はできない。

3 再発行、再設定に必要な経費は利用者が負担する。また、これにより発生した損害については、本法人は一切責任を負わない。
(利用者の責任)

第5条 NUICEを利用した情報の受発信は、NUICE利用者の責任において適正に行わなければならない。

(禁止事項)

第6条 NUICEを利用する者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 人権を尊重し、人権を侵害する差別情報の受発信をしない。
- (2) 教育研究活動等を目的とした学術情報ネットワークの主旨に反する行為及び利用をしない。

(情報倫理規程の遵守)

第7条 NUICE利用者は、別に定める本法人情報倫理規程にも従わなければならない。

(報告)

第8条 ネットワーク利用者は、次の各号に該当する場合、直ちに文書にて委員長に報告しなければならない。

- (1) 本規則に違反したネットワーク利用を認めた場合
- (2) 不適切な利用を指摘された場合

(情報の削除)

第9条 NUICE利用者がネットワーク化された本法人のコンピュータ内に蓄積した情報等が以下の事項に該当する時は、事前に通知することなく、当該情報等を委員長は削除することができる。

- (1) 第6条及び第7条の各号の禁止行為を行った場合
- (2) NUICEの保守管理上必要である場合
- (3) 利用資格の有効期限を過ぎたすべてのファイル
- (4) 蓄積された情報等の容量が当該機器の記録容量の80%を超過した場合

2 前項の規定に関わらず、委員長は情報の削除義務を負うものではない。

3 本条の規定に従い、情報を削除した場合に掛かった経費は利用者が負担する。また、情報削除により発生した損害については、本法人は一切責任を負わない。

(利用の優先順位)

第10条 NUICEを事務処理に利用する場合は、教育、研究に支障のない範囲で認める。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、NUICEの利用に関する必要事項は委員長が定める。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、委員会の議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年2月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年9月20日から施行する。

学校法人奈良大学情報倫理規程

(平成11年2月3日制定)

(趣旨)

第1条 本規程は、学校法人奈良大学統合情報処理システム・ネットワーク（以下「NUICE」という。）の円滑な利用を促進し、学校法人奈良大学（以下「本法人」という。）の教育・研究の充実に資することを目的として、ネットワーク利用における情報倫理の基準を定め、利用者が良識的行動規範を持って臨むことを目的としている。

(ネットワーク利用上の遵守事項)

第2条 ネットワーク利用者は、本法人の建学精神にのっとり、品位を保ち、社会の一員としての自覚に基づいて、ネットワークを利用しなければならない。

2 NUICEを利用するためには、別に定める本法人のネットワーク利用に関する規則に基づき、利用資格の取得を申請し、所定の情報倫理講習を受講した上、利用資格及び利用アカウントを取得しなければならない。

3 NUICE利用に際しては、本法人のネットワーク管理者の指示に従わなければならない。

4 NUICEの利用は、停電、保守・点検、更新作業の実施など合理的な理由があるときを除き本法人の定める時間内とし、通常のネットワーク・サービスを提供するものとする。ただし、教育研究のため公衆回線を利用した学外からのアクセスについては原則として無制限とする。また、授業利用については関係施設利用規程の範囲内とする。

5 本学の情報機器又は個人が所有する情報機器をNUICEに接続する場合、本法人のネットワーク加入に関する規則に従い、法人側の指示を遵守しなければならない。

6 技術上のトラブル、利用上のトラブル、その他何らかのトラブルを発見した利用者は、そのトラブルの発生原因が利用者にあると否とを問わず、担当教員又は本法人のネットワーク管理者に対し、直ちにその事実を申告しなければならない。

7 NUICE利用を終了するときは、当該利用者は、サーバー内のすべての個人ファイルの削除、初期環境設定への復帰など原状回復の義務を負うものとする。

(ネチケット〈最低限守るべきルール〉の遵守)

第3条 NUICE利用者は、利用資格を取得した後はすべての利用行為に関して全責任を負う。

2 虚偽又は二重の利用資格を申請してはならない。

3 他の利用者として利用資格を共有してはならない。ただし、必要があってグループIDの申請をしようとするときは、別に定めるところによる。

4 事前に同意なしに、他の利用者が保有するファイル及びデー

タを削除、複製、又は改変してはならない。

5 システムのリソース（計算時間、ディスク使用量、通信時間）を大量に消費し続けることにより、他の利用者の利用を妨害してはならない。

6 設備又はサービスを営利目的に使用してはならない。

7 コンピュータ・システムを毀損し、混乱させ、性能を変え、故障の原因となるような行為をしてはならない。

8 第三者の著作物であるファイルやデータの引用・参照をするときは、著作権法の規定及び公正な慣行に従わなければならない。

9 発信された電子メールは、その発信者がすべての責任を負う。

10 電子メールを偽造し、又はその偽造を試みてはならない。

11 他の利用者の電子メールを許可なく読み、削除、複製、変造又は公開してはならない。

12 いやがらせや公序良俗に反する内容の電子メール、脅迫的な電子メール、不確かな情報を内容とする電子メールを発信してはならない。

13 求められていないメール、営利を目的とするメッセージ等、迷惑となる電子メールを発信してはならない。

14 ネットワーク等を悪用して社会通念に反する情報を流してはならない。

15 機密を要するメッセージを送信するときは、デジタル署名その他公に承認された電子認証を用い、テキストを暗号化して送信するように努めなければならない。

16 リモートシステムへの権限外のアクセスを試みるために本法人のシステムを利用してはならない。

17 本法人のシステムを使用して不正な利用をしてはならない。

18 システム及びユーザーのパスワードの解読を試みてはならない。

19 システム・ファイルを複製、削除、又は改変してはならない。

20 ネットワーク・システム、プログラム及びデータを破壊又は改変してはならない。

21 第三者のソフトウェアなど著作権の対象となっているものを、許可を得ずに複製してはならない。

22 正規の手続によらずにより高いレベルの利用資格を入手しようと試みてはならない。

23 コンピュータ・ウイルス等、システムの混乱の原因となる有害プログラム又はデータをネットワーク内に持ち込んではならない。

24 機密であることが分かっているファイルにアクセスしてはならない。アクセス後に当該ファイルが機密であることが分かったときは、直ちにアクセスを中止しなければならない。

(法律の遵守義務)

第4条 ネットワーク利用者は、次の各号を守らなければならない。

(1) コンピュータで使用するファイルを不正に作成してはならない。

(2) コンピュータを破壊したり不正の指令を与えるなどしてコンピュータによる業務を妨害してはならない。

(3) コンピュータに不正の指令を与えるなどしてコンピュータを誤動作させ、不正の利益を得てはならない。

(4) コンピュータで使用するファイルを破壊してはならない。

(5) 他人の特許権を侵害してはならない。

(6) 特許がないのに特許とまぎらわしい表示をしてはならない。

(7) 他人の商標権を侵害してはならない。

(8) 登録商標でないのにこれと紛らわしい商標を使用してはな

らない。

- (9) 他人の著作権、著作者人格権、出版権、著作隣接権を侵害してはならない。
 - (10) 著作者でない者の実名又は周知の変名を著作者として表示して著作物を頒布してはならない。
 - (11) 商業用レコードを複製し、その複製物を頒布してはならない。
 - (12) 他人の商品と誤認するような商品表示をしたり、国際機関の商標と誤認させるような標章を使用して不正競争をしてはならない。
 - (13) 総務省の許可を得ないで第1種電気通信事業を営んではならない。
 - (14) みだりに電気通信事業者の設備を操作してネットワーク・サービスの提供を妨害してはならない。
 - (15) 電気通信事業者が取扱中の通信の秘密を侵してはならない。
 - (16) 他人の名誉を毀損してはならない。
 - (17) 公然と他人を侮辱してはならない。
 - (18) 他人の生命、身体、自由、名誉又は財産に対して危害を加える旨を告知して脅迫してはならない。
 - (19) 虚偽の風説を流布するなどして、他人の信用を毀損し、又は他人の業務を妨害してはならない。
 - (20) 他人のものを盗んではならない。
 - (21) 他人を欺いて物を交付させたり、財産上の利益を得たりしてはならない。
 - (22) 未成年者の知慮浅薄又は他人の心神耗弱を利用して物を交付させたり、財産上の利益を得たりしてはならない。
 - (23) 他人を恐喝して物を交付させてはならない。
 - (24) 自分が占有する他人のものを横領してはならない。
 - (25) 賭博をしてはならない。
 - (26) 富くじを発売してはならない。
 - (27) わいせつな文章、図画その他の物を頒布したり、公然と陳列してはならない。
 - (28) 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させてはならない。
 - (29) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設、若しくは運営、並びに無限連鎖講に加入、若しくは加入することを勧誘、又はこれらを助長する行為をしてはならない。
- (違反行為に対する処置)

第5条 本法人のネットワーク管理者は、本規程の違反行為をした者(アカウントを盗まれた場合の盗まれた者を含む)に対し、利用資格の利用の停止ないし、その他教育的処置をとることができる。

2 アカウントの取消中又は停止中の電子メールの消滅、不到達、ファイル等の削除等が発生しても、本法人は、その責任を一切負わない。

(ネットワーク・トラブルの対応)

第6条 NUICE上で発生した各種トラブルに関しては、ネットワーク委員会内に対策委員会を設置する。その委員会の組織等については、別に定める

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、ネットワーク委員会の議を経なければならぬ。

(用語の定義)

第8条 この規程において使用する用語は、次の通りとする。

(1)「情報倫理」とは、ネットワーク・システム及びインターネッ

トを含む情報ネットワーク・システム利用上の行為基準であって、その遵守が利用者の健全な社会規範意識によるもの並びに法令及び本法人規則によってその遵守が義務付けられているものを意味する。

(2)「システム利用上の遵守事項」とは、別に定める本法人のネットワーク利用に関する規則の各事項を意味する。

(3)「ネチケット」とは、一般にネットワーク上で各個人が最低限守るべきルールとして理解されているものを意味する。

(4)「法律上の義務」とは、日本国の法律、規則、法令又は条例によって規定された義務並びに本規程の適用対象者に対して適用のある契約上の義務(約款による場合を含む。)並びに慣習法上のすべての義務を意味する。

(5)「罰則」は、本学学則に基づく退学処分、停学処分、注意処分その他の処分、本法人就業規則に基づく懲戒処分、本規程に定める措置を含む。

(6)「措置」とは、措置及び仮の措置を意味する。

(7)「違反行為」とは、情報倫理に反する行為を意味する。

(8)「アクセス時間」とは、利用者がネットワーク・システムを利用することのできる時間を意味する。

(9)「ネットワーク・サービス」とは、プログラムの使用、データの入力、挿入、削除、出力、その他の使用、電子メール・システムの使用、ハードディスクの使用、通信設備の使用、プリンター等の出力を含め、ネットワーク・システムに含まれる資源の全て、あるいは、利用者の段階に応じた一部の提供を意味する。

附 則

この規程は、平成11年2月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年9月20日から施行する。

奈良大学学部生留学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良大学学則(以下「学則」という。)第33条の2の規定により本学学部生の留学について必要な事項を定める。

(留学の定義)

第2条 この規程による留学とは、次に掲げるものをいう。

(1) 本学との間に学術教育交流協定(以下「交流協定」という。)を締結している外国の大学等へ交流協定に基づき派遣する留学(以下「派遣留学」という。)

(2) 外国の大学等からの入学許可に基づき、学協会が留学先として承認した大学等への「派遣留学」以外の留学(以下「認定留学」という。)

(外国の大学等)

第3条 外国の大学等とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育研究機関をいう。(留学出願資格)

第4条 留学を希望する者は、本学に1年以上在学し、所定の単位を修得しておかなければならない。

(留学の募集及び申請手続き)

第4条の2 派遣留学生の募集については、所定の期日までに学生

奈良大学学部生留学規程施行細則

支援センター（学生担当）が行う。

2 派遣留学又は認定留学の申請手続きについては、別途定めるものとする。

（留学の決定及び許可）

第5条 留学については、国際交流委員会の議を経て当該学協会が決定し、学長が許可する。

（留学期間）

第6条 留学期間は、原則として1年とする。ただし、教育研究上必要と認める場合は、その期間を1年を限度として延長することができる。

2 留学の目的に応じて、1年未満の留学を認めることができる。

3 留学期間の在学年数への算入は、1年を限度として認める。

（修得単位の認定）

第7条 留学期間中に修得した単位は、教務委員会の議を経て認定することができる。

2 前項により認定する単位数は、学則第15条の2の定めるところとする。

（履修上の特例措置）

第8条 留学する学年度に提出した履修届は、帰国した年度まで継続させることができる。この場合において留学した者は、帰国後速やかに「履修継続願」を所属学部長に提出し、当該学協会への承認を得なければならない。

2 留学した学年度の前期に履修した通年の授業科目が、帰国した学年度において不開講その他の理由により前項の継続ができない場合は、当該学協会がその措置を決定する。なお、継続履修の認められる科目は、担当教員が同一であることを要しない。

（留学の取消）

第9条 留学中の者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該学協会がその措置を決定することができる。

(1) 留学先で成業の見込みがない者

(2) 本学学生としてふさわしくない行為を行った者

(3) 留学の査証が認められない者

(4) 本学の学費の納入を怠った者

(5) 本人の事情により留学を継続できなくなった者

（留学中の事故の責任）

第10条 本学は、留学中の傷害、疾病その他の事故等について、一切責任を負わない。

（留学期間中の学費）

第11条 留学期間中の本学の学費は、別途定めるものとする。

（事務の所管）

第12条 この規程による留学の事務取扱所管は、学生支援センター（学生担当）とする。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃は、国際交流委員会の議を経て教授会が決定する。

附 則

この規程は、平成17年1月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（趣旨）

第1条 本学学部生の留学に関する必要な事項については、奈良大学学則（以下「学則」という。）、奈良大学学部生留学規程（以下「規程」という。）及びこの細則の定めるところによる。

（留学申請手続）

第2条 派遣留学の適用を受けようとする者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を所属学部長に提出しなければならない。

(1) 派遣留学願（本学所定）

(2) 履修計画書（本学所定）

(3) その他本学が必要と認める書類

2 認定留学の適用を受けようとする者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を所属学部長に提出しなければならない。

(1) 認定留学願（本学所定）

(2) 履修計画書（本学所定）

(3) 留学先大学等の受入承諾書

(4) その他本学が必要と認める書類

（留学終了後の手続）

第2条の2 留学を終了した者は、帰国後速やかに次に掲げる書類を所属学部長に提出しなければならない。

(1) 留学終了届（本学所定）

(2) 留学先の大学等が発行した在学又は在籍期間を明記した証明書

(3) 前号の大学等が発行した成績証明書（研究指導に関する証明書を含む。）

(4) 旅券（パスポート）の出入国部分の写し

（留学期間の延長及び帰国の延期）

第3条 規程第6条第1項の規定により留学期間を延長する場合は、留学期間終了の2か月前までに次に掲げる書類を所属学部長に提出しなければならない。

(1) 留学期間延長願（本学所定）

(2) 留学先大学等が発行した延長許可書（写）

(3) その他本学が必要と認める書類

2 規程の期日までに帰国できない場合は、「帰国延期願」を留学期間終了の2か月前までに所属学部長に提出し、許可を受けなければならない。

（留学期間の始期及び終期）

第4条 留学期間は、原則として4月1日又は10月1日を始期、3月31日又は9月30日を終期とする。これらの日の前後に出国又は帰国する場合、学籍上は状況に応じていずれかの日付に読み替えるものとする。

2 前項の留学期間の読み替え等は、当該学協会が行う。

（留学期間中に修得した単位の認定）

第5条 学則第15条の2及び規程第7条の規定により、授業科目を履修し、修了要件単位の認定を希望する者は、次に掲げる書類を留学終了後1か月以内に所属学部長に提出しなければならない。

(1) 単位認定願（本学所定）

(2) 留学先大学等の単位認定書又は成績証明書若しくはこれらに代わる証明書等

(3) その他本学が必要と認める書類

（学習状況報告書）

第6条 留学生は、留学期間の開始から6か月ごと及び留学終了後に、学習状況報告書（本学所定）を所属学部長に提出しなければならない。

（継続履修の手続等）

第7条 継続履修を希望する者は、帰国後速やかに「履修継続願」を所属学部長に提出し、本学所定の期日までにあらためて履修登録を行わなければならない。

2 留学先大学等との学年暦の国際的差異の事情等により生ずる履修登録手続の取扱については、本学所定の期日までに手続を行えない場合、当該学部の許可を得て、その時期を延期することができる。

（事務の所管）

第8条 この細則による留学の事務取扱所管は、学生支援センター（学生担当）とする。

（細則の改廃）

第9条 この細則の改廃は、国際交流委員会の議を経なければならない。

附 則

この細則は、平成17年1月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

奈良大学学部生の留学期間中の学費、助成金等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、奈良大学学部生留学規程に基づき、本学在学中に外国の大学等へ留学する学生（以下「留学生」という。）に対する本学の学費（以下「学費」という。）及び助成金について定めたものである。

（留学期間中の学費）

第2条 留学生の留学期間中における学費については、学則第38条に基づき納入しなければならない。

（助成金の支給）

第3条 留学期間中の留学生のうち、前条の学費を納入した者に対し、次の助成金を支給する。

(1) 派遣留学の場合は、留学期間中の施設設備費及び実験実習費相当額とする。

(2) 認定留学の場合は、留学期間中の施設設備費及び実験実習費の4分の3相当額とする。

2 次に掲げる検定試験合格者が1年以上留学する場合は、選考により次の助成金を支給する。ただし、留学前に次に掲げる検定試験に合格した者を対象とし、留学期間中及び留学期間終了後に合格した者は対象としない。

(1) TOEIC750点以上の者より2名以内に、1人当たり100万円

(2) TOEIC650点以上、HSK（漢語水平考試）4級以上又は中国語検定試験3級以上、韓国語能力試験3級以上の者より2名以内に、1人当たり50万円

（助成金の返済）

第4条 留学生が奈良大学学部生留学規程第9条に基づき留学を取

り消された場合は、その間に支給された助成金の一部又は全部を返済しなければならない。ただし、傷病その他やむを得ない理由による場合は、この限りではない。

（その他）

第5条 この規程の適用にあたり疑義を生じた場合は、その都度学長が決定する。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、国際交流委員会の議を経て教授会が決定する。

附 則

この規程は、平成17年1月14日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年度派遣留学生の助成金については、第3条の規定にかかわらず、留学期間中の授業料、施設設備費及び実験実習費の2分の1相当額を支給するものとする。

附 則

この規程は、平成23年9月8日から施行する。

奈良大学ティーチング・アシスタント取扱規程

（趣旨）

第1条 この規程は、奈良大学（以下「本学」という。）の大学院学生に、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせる場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 前条の教育補助業務を行う大学院学生をティーチング・アシスタント（以下「T・A」という。）という。

（目的）

第3条 この制度は、本学大学院学生をT・Aとして採用し、学部の実験、実習の教育的補助業務に従事させることにより、学部教育の充実並びに本学大学院学生の教育・研究能力の発展に資することを目的とする。

（所属）

第4条 T・Aは、在学する大学院の研究科に所属するものとする。

（職務内容）

第5条 T・Aは、本学大学院学生の研究指導教員監理の下に授業担当教員の指導を受け、学部の学生に対し、実験、実習の授業に係る教育補助業務を行う。

（任期）

第6条 T・Aの任期は、次の各号のとおりとする。

(1) 通年科目については、前期授業開始から後期授業終了まで

(2) 前期科目については、前期授業開始から前期授業終了まで

(3) 後期科目については、後期授業開始から後期授業終了まで

（勤務時間）

第7条 T・Aの勤務時間は、大学院学生としての授業等に支障が生じないよう配慮し、1週間につき10時間以内で1ヶ月の勤務時間は40時間以内を目途とする。年間採用時間数については、あらかじめ「T・A採用計画書」で届け出た時間数を超えないものとする。

（手当）

第8条 T・Aの手当は、1コマ（2時間）3,000円とする。

(採用の手続き)

第9条 本学学部で、T・Aによる教育補助を必要とする者は、授業科目、採用理由、授業計画等を明示して、当該授業科目を開設する学部長に申請するものとする。

2 前項による申請は前年度の10月末までに願出のものとする。

3 申請を受けた学部長は、当該学部の議を経て、その申請にかかる教育補助業務の内容が当該学部の教育上、適当であると認めるときは、教育補助を行わせる授業科目等を決定のうえ、学長の承認を得るものとする。

(選考)

第10条 学部長は、前条第3項により教育補助を行わせる授業科目等を決定したときは、当該授業科目と密接な関係にある研究分野を有する研究科長に、T・Aの選考を依頼するものとする。

2 前項のT・Aの選考は、次の各号のいずれかに該当し、教育補助業務の遂行能力があると認められる者とする。

(1) 教育補助に係る授業科目又は当該授業科目と密接な関連のある授業科目を優秀な成績で修めた者

(2) 研究科における研究状況が良好であり、所定の年限で修了が見込める者

(3) その他研究科長が優秀と認められた者

(オリエンテーション及び研修)

第11条 研究指導教員及び授業担当教員は、T・Aに対し、連携して事前に適切なオリエンテーションを行うこととする。

2 T・Aは、教育支援者としての資質の養成及び向上のため、本学が実施する研修会に参加しなければならない。

(守秘義務)

第12条 T・Aは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(T・Aの解職)

第13条 T・Aが次の各号のいずれかに該当する場合には、T・Aの研究指導教員、または授業担当教員が学長に報告し、当該学部の議を経て解職することができる。

(1) 健康上の事由により、職務を遂行できないとき。

(2) 職務を怠り改善の見込みがないと認められたとき。

(3) 職務上知り得た秘密を外部に漏らしたとき。

(4) その他T・Aとして職務の遂行ができない事由があると認められたとき。

(報告)

第14条 授業科目担当者は、T・Aの「採用実績報告書」を年度末までに、所属の学部長を通じ学長に提出しなければならない。

(実施要領等)

第15条 各学部会は、この規程の範囲内でT・Aにかかわる実施要領等を定めることができる。

(所管)

第16条 T・Aに関する事務の所管は、学生支援センター(教務担当)とする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、学部の議を経て、教授会に報告するものとする。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、T・Aの実施に関し必要な事項は、学部が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月6日から施行する。

障害学生支援に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、障害学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(責務)

第3条 学長は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障害学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

2 教職員は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、学生支援委員会が定めた具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

(支援の申し出)

第4条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、本学での修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

2 支援の申し出は、学生相談室が受理し、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行い、学生支援委員会に報告する。

(支援内容の策定)

第5条 学生支援委員会は、学生からの支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係者及び関係部局と協議し、個別の支援内容を策定する。

(合意の形成)

第6条 学生支援委員会は、当該学生に対し、支援内容について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図ったうえで、支援内容を決定する。

(支援の実施)

第7条 具体的支援は、関係する教職員がそれぞれの学科または部局で行うが、必要に応じてそれ以外の学科や部局も連携・協力して実施する。

2 学生支援委員会は、具体的支援が円滑に行われるよう、関係者及び関係部局間の調整を行う。

3 学生相談室は、具体的支援の実施にあたって、関係者および関係部局間の連絡、学外機関との連携等を行う。

(相談対応)

第8条 学生相談室は、具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、障害のある学生及び教職員からの相談に応じ、具体的支援の課題の解決に努める。

(支援に係る事務)

第9条 具体的支援に係る事務は、学生相談室において処理する。
(秘密保持義務)

第10条 障害学生支援に従事する者または具体的支援に係る事務等に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(補足)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項については、学生支援委員会の議を経て学長が別に定める。
(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、学生支援委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。